

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の
審査運用の実態および審査基準・審査マニュアル
に関する調査研究 報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

J. サウジアラビア

1. 概要及び基礎情報

1.1. 基礎情報¹

1.1.1. 一般事情

(1) 首都

リヤド

(2) 面積

215 万平方キロメートル（日本の約 5.7 倍）

(3) 人口

3,154 万人²（2015 年、世銀）

(4) 民族

アラブ人

(5) 言語

アラビア語

(6) 宗教

イスラム教

1.1.2. 経済

(1) 主要産業

石油（原油生産量 1,201.4 万 B/D³）、LPG、石油化学

(2) GDP（名目）（2015 年世銀統計）⁴

6,460 億ドル

(3) 1 人当たり GDP（2015 年世銀統計）⁵

20,813 ドル

(4) 総貿易額

- ・ 輸出 3,424 億ドル（2014 年、サウジ通貨庁）
- ・ 輸入 1,738 億ドル（2014 年、サウジ通貨庁）

(5) 主要貿易品目

- ・ 輸出 鉱物資源（原油等）、化学製品、石油製品
- ・ 輸入 機械・電子機器、輸送機器（自動車等）、食料品、化学製品、金属製品

¹ 外務省ウェブサイト「国・地域 地域機関 サウジアラビア <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/saudi/data.html#section1> を参照した。（最終アクセス日：2017 年 1 月 18 日）

² 世銀統計 <http://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL> を参照した。（最終アクセス日：2017 年 2 月 1 日）

³ BP 統計 <http://www.bp.com/en/global/corporate/energy-economics/statistical-review-of-world-energy.html>（最終アクセス日：2017 年 2 月 1 日）

⁴ 世銀統計 <http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD> を参照した。（最終アクセス日：2017 年 2 月 1 日）

⁵ 世界統計 <http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD>（最終アクセス日：2017 年 2 月 1 日）

(6) 主要貿易相手国

- ・ 輸出 米国、中国、日本、韓国（2014年、サウジ通貨庁）
- ・ 輸入 中国、米国、ドイツ、日本（2014年、サウジ通貨庁）

1.1.3. 経済関係

(1) 貿易（2015年、財務省貿易統計）

- ・ 対日輸出：約3兆0352.7億円
（主要対日輸出品目は、石油及び同製品95%。サウジアラビアは、日本にとって最大の原油供給国。日本は輸入原油の約33%をサウジアラビアから調達（2015年）
- ・ 対日輸入：約8,260.0億円
（主要対日輸入品目は、輸送用機器（55%）、一般機械（18%）等）

(2) 概要

- ・ サウジアラビアは世界最大級の石油埋蔵量、生産量及び輸出量を誇るエネルギー大国。輸出総額の約9割、財政収入の約8割を石油に依存。OPEC（石油輸出国機構）の指導国として国際原油市場に強い影響力を有する。
- ・ 若年層への雇用機会の増大が最重要課題。労働者のサウジ人化（サウダイゼーション）や石油部門以外の部門の発展に力を注いでいる。また、人材育成、民営化、外資導入、市場開放等諸改革に努めている。

1.2. 産業財産制度の概要⁶

1.2.1. 法令等整備状況

1.2.1.1 加盟している産業財産権関連の主な条約

- ・ パリ条約
- ・ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・ 特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）
- ・ 特許法条約（Patent Law Treaty）
- ・ 湾岸協力会議（GCC）

1.2.1.2. 産業財産に関する法律・規則

- ・ 特許、集積回路の配列デザイン、植物品種及び意匠に関する法律（以下、特許意匠法）、GCC商標法（以下、商標法）が整備されている。意匠は特許意匠法（法第59条、法第60条）に規定されている。実用新案制度はない。
- ・ 特許意匠法：ヒジュラ暦1425年5月29日付（2004年7月17日に相当）勅令No.M/27によって公布、2004年9月26日施行、特許は2015年11月20日に改正
- ・ 2002年商標法：ヒジュラ暦1423年5月28日付（2002年8月7日に相当）勅令No.M/21によって公布。2002年12月6日施行、2016年10月2日GCC商標法に改正

⁶ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

1.2.2. 管轄官庁及び人的体制⁷

- (1) 特許、意匠はサウジアラビア特許庁（アブドゥラジズ王科学技術都市、KACST : King Abdullaziz City for Science and Technology）が管轄する。
- (2) サウジアラビア特許庁の職員数は 136 名で内訳は、審査官が 55 名（特許：50 名、意匠：5 名）、事務官：81 名である。
- (3) 商標は商業産業省（商標局）が管轄する。
- (4) 商標局の職員数は 23 名で内訳は、審査官 7 名、審判官 5 名、その他職員 11 名である。

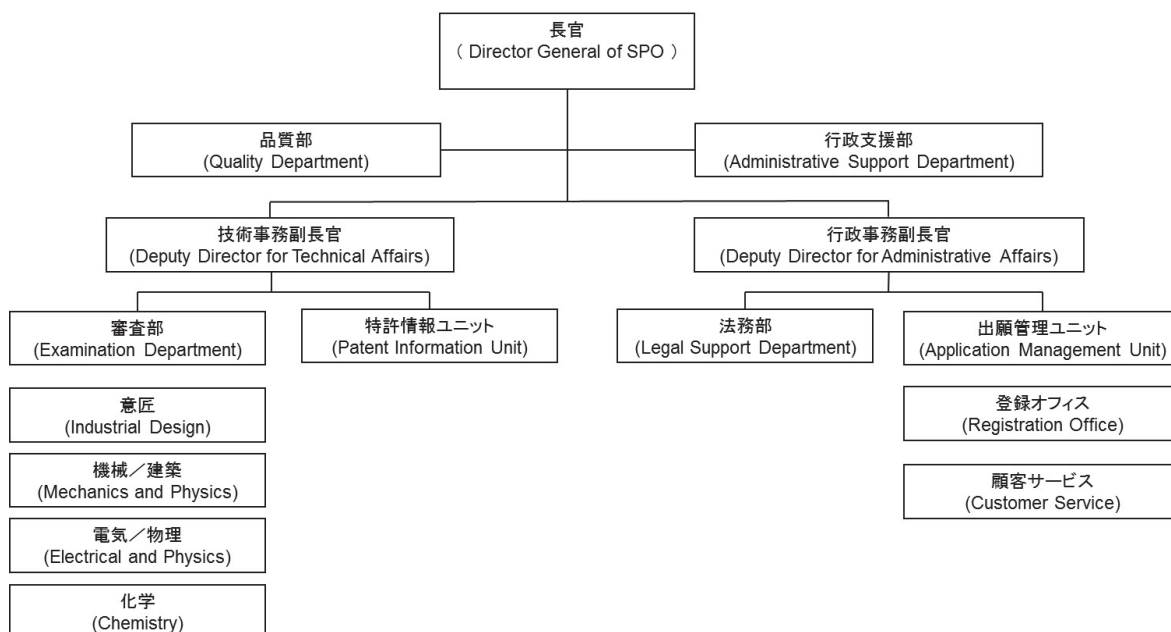


図 SA-1 サウジアラビア特許庁の組織図

⁷ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。（商標局の組織図の情報は得られなかった）

1.3. サウジアラビアの産業財産制度の基礎情報（統計情報）

1.3.1. 産業財産権の出願・登録件数⁸

(1) 特許、意匠、商標の出願件数と登録件数

特許、意匠、商標の出願件数と登録件数は以下のとおりである。

	年	特許	意匠	商標 ⁹
出願件数	2011	987	752	—
	2012	1,043	658	—
	2013	929	692	—
	2014	787	677	15,657
	2015	2,406	824	18,254
登録件数	2011	256	459	—
	2012	213	632	—
	2013	233	312	—
	2014	561	1,036	24,943
	2015	763	869	18,631

⁸ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁹ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm>（最終アクセス日：2017年3月3日）

(2) 特許、意匠、商標の国籍別の出願件数（上位 5 か国）

特許、意匠、商標の国籍別の出願件数は以下のとおりである。

年	特許		意匠		商標 ¹⁰	
	国籍	出願件数	国籍	出願件数	国籍	出願件数
2011	SA	347	SA	246	—	—
	US	202	DE	111		
	DE	62	US	97		
	CH	60	JP	73		
	JP	47	GB	32		
2012	SA	292	KR	149	—	—
	US	140	SA	105		
	DE	46	CH	55		
	CH	45	US	44		
	FR	32	FR	40		
2013	SA	491	SA	168	—	—
	US	141	KR	93		
	CH	40	DE	73		
	FR	31	JO	56		
	NL	28	US	53		
2014	SA	652	SA	234	SA	4,897
	CH	30	US	82	US	117
	US	23	DE	41	SZ	50
	CN	12	JP	38	IE	39
	FR	10	FR	34	JP	35
2015	SA	715	SA	321	SA	7,423
	US	638	JP	111	US	29
	DE	205	DE	52	CH	28
	JP	108	IT	51	KR	26
	FR	84	US	49	GB	19

SA：サウジアラビア DE：ドイツ US：米国 CH：スイス IT：イタリア JP：日本
 KR：大韓民国 CN：中華人民共和国 FR：フランス NL：オランダ GB：イギリス
 JO：ヨルダン SZ：スワジランド王国 IE：アイルランド

¹⁰ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> (最終アクセス日：2017年3月3日)

(3) 特許、意匠、商標の国籍別の登録件数（上位5か国）

特許、意匠、商標の国籍別の登録件数は以下のとおりである。

年	特許		意匠		商標 ¹¹	
	国籍	登録件数	国籍	登録件数	国籍	登録件数
2011	US	62	US	81	—	—
	JP	26	DE	78		
	DE	21	SA	62		
	FR	20	JP	49		
	SE	20	GB	36		
2012	US	43	SA	198	—	—
	SA	21	US	89		
	JP	20	DE	86		
	FR	19	JP	68		
	SE	18	CH	28		
2013	US	45	KR	92	—	—
	SA	37	SA	46		
	FR	36	CH	36		
	CH	22	FR	33		
	DE	19	US	21		
2014	US	154	SA	237	SA	5,866
	CH	67	KR	166	US	2,115
	JP	51	DE	124	CH	692
	SA	50	US	90	GB	618
	DE	38	JP	75	DE	602
2015	US	181	SA	348	SA	7,482
	SA	163	JP	93	US	89
	DE	73	US	84	SG	46
	CH	50	IT	45	GB	34
	JP	41	CH	38	CH	32

SA：サウジアラビア DE：ドイツ US：米国 CH：スイス IT：イタリア JP：日本
KR：大韓民国 FR：フランス GB：イギリス SE：スウェーデン SG：シンガポール

¹¹ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> (最終アクセス日：2017年3月3日)

(4) 特許、意匠、商標の分類別¹²の出願件数（上位 5 分類）

特許、意匠、商標の分類別の出願件数は以下のとおりである。

年	特許		意匠 ¹³		商標 ¹⁴	
	分類	出願件数	分類	出願件数	分類	出願件数
2011	—	—	—	—	—	—
2012	—	—	—	—	—	—
2013	A	261	—	—	—	—
	G	164				
	B	155				
	C	124				
	F	77				
2014	A	240	第 9 類	123	第 9 類	1,111
	G	173	第 25 類	80	第 5 類	1,051
	B	127	第 12 類	62	第 35 類	1,043
	F	65	第 13 類	39	第 3 類	1,030
	H	57	第 6 類	38	第 30 類	874
2015	A	564	第 9 類	136	第 3 類	1,373
	C	486	第 13 類	128	第 9 類	1,261
	B	420	第 12 類	90	第 35 類	1,201
	G	278	第 7 類	45	第 30 類	1,084
	F	260	第 23 類	36	第 43 類	1,058

¹² 巻末の M. 国際分類を参照

¹³ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> (最終アクセス日：2017年3月3日)

¹⁴ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> (最終アクセス日：2017年3月3日)

(5) 特許、意匠、商標の分類別¹⁵の登録件数（上位 5 分類）

特許、意匠、商標の分類別の登録件数は以下のとおりである。

年	特許		意匠		商標 ¹⁶	
	分類	登録件数	分類	登録件数	分類	登録件数
2011	C	81	第 3 類	132	—	—
	A	56	第 1 類	74		
	B	55	第 9 類	32		
	E	13	第 2 類	28		
	F	13	第 26 類	26		
2012	C	63	第 1 類	200	—	—
	A	50	第 3 類	189		
	B	48	第 2 類	76		
	G	16	第 4 類	33		
	F	13	第 8 類	31		
2013	A	73	第 14 類	103	—	—
	C	55	第 9 類	44		
	B	49	第 12 類	25		
	G	19	第 7 類	21		
	E	14	第 10 類	15		
2014	B	158	第 9 類	202	第 9 類	1,916
	C	118	第 14 類	153	第 35 類	1,711
	A	105	第 12 類	151	第 3 類	1,677
	E	72	第 7 類	58	第 5 類	1,651
	F	42	第 23 類	55	第 30 類	1,354
2015	C	206	第 9 類	145	第 3 類	1,390
	A	182	第 13 類	125	第 9 類	1,287
	B	168	第 12 類	86	第 35 類	1,221
	G	58	第 25 類	76	第 30 類	1,098
	E	54	第 7 類	42	第 5 類	1,081

¹⁵ 巻末の M. 国際分類を参照

¹⁶ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> (最終アクセス日 : 2017 年 3 月 3 日)

(6) 特許、意匠の出願人名別の上位 5 名の出願件数

特許、意匠の出願人名別の上位 5 名の出願件数は以下のとおりである。商標に関するデータは非公開である。

年	特許		意匠	
	出願人	出願件数	出願人	出願件数
2011	King Abdulaziz City for Science and Technology (KACST)	55	Alwakeel Aluminum Factory	73
	Baker Hughes Incorporated	41	Ajlan & Brothers	68
	Masco Corporation	18	BRAUN GmbH	56
	AstraZeneca AB	17	The Gillette Company	49
	Guardian Industries Corp.	16	Honda Motor Co.,Ltd.	27
2012	King Saud University	32	Samsung Electronics Co., Ltd.	136
	King Abdulaziz City for Science and Technology (KACT)	27	Ajlan & Brothers	44
	Guardian Industries Corp.	13	Cartier Creation Studio SA	19
	Schlumberger Technology BV.	12	Perusahaan Automobile Nasional SDN. Bhd.	14
	IFP Energies nouvelles	11	Christian Dior Couture	14
2013	King Abdulaziz City for Science and Technology (KACS)	42	Samsung Electronics Co., Ltd.	73
	Dow AgroSciences LLC	21	MAN Truck & Bus AG	71
	Preparatory Year Deanship King Saud University	19	Ajlan & Brothers	19
	King Saud University	17	AlFanar	17
	Schlumberger Technology BV.	14	Toyota Jidosha Kabushiki Kaisha	16
2014	SICPA HOLDING SA	15	Alwakeel Aluminum Factory	50
	Tencent Technology (Shenzhen) C	8	Bab Rizg Jameel	31

サウジアラビア

	ompany Ltd			
	Alstom Technology Ltd	7	Sony Mobile Communications	25
	King Fahd University of Petroleum and Minerals	5	Samsung Electronics Co., Ltd.	20
	King Saud University Preparatory Year Deanship	5	Clear Lam Packaging, Inc.	17
2015	Siemens Aktiengesellschaft	51	Alfanar Company	89
	Schlumberger Technology B.V	40	Honda Motor Co., Ltd.	26
	Qualcomm Incorporated	40	Toyota Jidosha Kabushiki Kaisha	23
	Halliburton Energy Services, Inc.	33	Man Truck & Bus AG	20
	Siemens Energy, Inc.	26	Koninklijke Phillips Electronics N.V	20

1.3.2. 審査の状況¹⁷

(1) 審査にかかる期間

審査にかかる期間は以下のとおりである。

	ファーストアクションの日までの平均期間	査定日までの平均期間
特許	出願日から 20 月 (2015 年) 12 月 (2016 年)	出願日から 25.9 月 (2015 年) 20.4 月 (2016 年)
意匠	出願日から 1 日 (1 稼働日)	出願日から 5.7 月 (2015 年) 3.5 月 (2016 年)
商標	出願日から 1~2 週間	通知日から 4 月

(2) 最終処分の内訳

最終処分の内訳は以下のとおりである。商標に関しては情報が非公開であった。

	特許	意匠	商標
登録	763	869	—
拒絶	1,109	101	—
その他	288	174	—
合計	2,160	1,144	—
統計年度	2,015	2,015	—

1.3.3. 審判、行政訴訟及び民事訴訟の統計¹⁸

審判請求件数は以下のとおりである。なお、本調査研究では訴訟の統計情報は得られなかった。

	特許	意匠
拒絶査定に対する不服審判請求	48	0
登録した権利に対する無効審判請求	1	4

¹⁷ 本調査の質問票調査、ヒアリング調査に基づく。

¹⁸ 本調査の質問票調査、ヒアリング調査に基づく。

1.4. 産業財産制度の動向¹⁹

1.4.1. 産業財産制度に関する政策・戦略

- ・特許意匠法については、2017年に全面的な見直しの予定があり、2017年1月時点では作業中である。なお、特許・意匠の施行規則（アラビア語版）は改正され、2015年の11月20日の官報で公開された。
- ・商標法については法令の見直し予定はない。
- ・特許・意匠、商標とも、喫緊の課題は、審査期間の短縮、審査品質の向上、審査のばらつきの低減、である。

1.4.2. 産業財産制度に関する運用（品質管理、審査官の育成、産業財産制度の利用促進）

1.4.2.1 品質管理

審査等の業務内容に関する審査の品質を一定に保つために、審査官教育、上長のチェック、審査ガイドライン（特許、意匠）の導入、を行っている。

1.4.2.2 審査官の育成

- ・知財庁内部の研修（法律に関する教育）、e-ラーニング、WIPOの研修、他国知財庁主催の研修などにより、審査官の育成をしている。
- ・他国知財庁主催の研修として、ドイツ、デンマーク、中国、米国、欧州特許庁、韓国特許庁、などを活用している。研修は自国審査官の派遣、他国からの講師の招待、など、双方を行き来する形で実施しており、期間はおおむね1から2週間でテーマを絞り込んで行っている。

1.4.2.3 産業財産制度の利用促進

産業財産権制度の利用促進や活用支援に関する取り組みとして、ユーザ向け説明会、知財庁ホームページへの解説文書のアップロード、などを実施している。

1.4.3. その他産業財産制度の運用等に関する情報²⁰

その他産業財産制度の運用等に関する情報は、以下のとおりである。

- ・産業財産権に関する海外知財庁との国際協力として、欧州特許庁、中国国家知識産権局、モロッコ産業商業財産権庁、ドイツ特許商標庁、韓国特許庁、米国特許商標庁と、調査報告書共有、審査官教育の実施、特許情報と知的財産の事務管理に関する会合、などの活動を行った（2015~2016年）。
- ・模倣品対策に関する国内関係部署との連携としては、サウジアラビア常設委員会、GCC特許庁、地域公共団体を通しての、議論、情報共有などを行っている。
税関法は水際取締による商標の保護を規定している。保護をうけるためには、商標権者は自身の商標登録証の写し並びに正規に公証及び認証を受けた委任状を登録しなければならない。

¹⁹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁰ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

2. 特許

2.1. 特許制度の枠組み^{21,22,23,24,25,26}

2.1.1. 保護対象

特許意匠法では、発明の保護のための原則、規則、要件等が定められている（法第1条）。

特許法の保護対象は、法第43条に規定されているとおり、登録要件を満たす、製品、方法又はその何れかに関連する発明である。

なお、法第4条に、保護書類である特許、配置設計証明書、植物特許又は工業意匠証明書は、その商業利用がシャリーア（イスラム法）に違反する場合には、付与されないと規定されている。

法第1条

本法は、王国内において、発明、集積回路の配置設計、植物品種及び工業意匠に完全な保護を与えることを目的とする。

法第2条（抜粋）

保護書類：保護の内容の1について都市が付与した書類。これは、特許、配置設計証明書、植物特許又は工業意匠証明書の何れかである。

発明：発明者が開発した着想であって、技術の分野におけるある課題の解決をもたらすもの

法第4条

(a) 保護書類は、その商業利用がシャリーア（イスラム法）に違反する場合は、付与されない。

(b) 保護書類は、その商業利用が生命に又は人、動物若しくは植物の健康に有害である場合、又は環境に相当程度有害である場合は、付与されない。

法第43条

特許は、本法の規定に基づいて、発明に付与される。ただし、当該発明が新規であり、進歩性があり、また産業上の利用が可能な場合に限る。発明は、製品、方法又はその何

²¹ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（サウジアラビア 発行年 2014 年 2 月）を参照した。

²² 本章では、特許庁外国産業財産権制度情報

「https://www.jpo.go.jp/shiryous_sonota/fips/pdf/saudi_arabia/tokkyo.pdf」から、法令（仮訳）を引用している。（最終アクセス日：2017 年 1 月 18 日）

²³ 外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」“サウジアラビア王国” <https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/GCC.html> を参照した。（最終アクセス日：2017 年 1 月 18 日）

²⁴ 本章では特許意匠法条文を「法第～条」、特許施行規則条文を「規則第～条」と記載する。

²⁵ 本調査の質問票調査、ヒアリング調査に基づく。

²⁶ 法令の文中では「特許庁」を「局」と記載する。

れかに関連するものであればよい。

2.1.2. 権利の存続期間

権利の存続期間は、法第 19 条に規定され、出願日から 20 年である。

法第 19 条 (抜粋)

(a) 特許保護期間は、出願日から 20 年とする。

2.1.3. 権利の効力

特許権の効力は、法第 34 条で規定されている。保護内容の各々を規制する特別規定に規定された利用行為であって、特許庁に登録された保護書類の所有者の書面による同意なしに王国内で行われたものは、保護の内容の侵害とみなされる。

法第 34 条

保護内容の各々を規制する特別規定に規定された利用行為であって、局に登録された保護書類の所有者の書面による同意なしに王国内で行われたものは、保護の内容の侵害とみなされる。委員会は、保護書類の所有者及び利害関係人の請求に基づき、必要な損害賠償に加えて、侵害を防止するための差止命令を发出するものとし、かつ、侵害者に対し 10 万リアル以下の罰金を課することができる。繰返しの場合は、罰金の限度額を 2 倍にする。委員会が当該侵害は禁固刑を要すると考える場合は、侵害者は、最初から不服申立審議会に付託される。

委員会は、侵害から生じる損害を防止するために必要とみなす措置を直ちに取ることができる。

この場合、委員会が発出した決定は、当該決定発出の対象である当事者の費用において、官報、公報及び 2 の日刊紙に公告する。本条の規定は、他の法律に規定されるこれより厳しい罰を害することなく適用される。

上記「委員会」とは法第 35 条～39 条に規定する法律家 3 名及び技術専門家 2 名から構成される委員会を指す。

法第 35 条

- (a) 委員会は、12 級以上の等級の法律専門家 3 名及び技術専門家 2 名から構成される。
- (b) 構成員は、都市の長官により指名される。
- (c) 委員会の組織は、1 回に限り更新可能な 3 年の任期で、閣僚評議会の決定に基づくものとする。この決定において、法律専門家 1 名を委員会の委員長に任命する。

法第 36 条

- (a) 委員会は、次を所管する。
 - (1) 保護書類に関連して発出された決定に対する紛争及び不服申立のすべて

(2) 本法及びその施行規則の規定の違反に係る刑事訴訟

(b) 訴訟当事者は、施行規則に基づき、委員会に提起された訴訟について通知される。

法第 37 条

委員会の決定は、過半数の票をもって発出される。ただし、決定の理由が述べられ、かつ、その本文が公開会議において読み上げられることを条件とする。委員会は、本法又は施行規則に当該紛争に適用される規定が存在しないとの理由に基づいて、訴訟に関して決定を発出することを拒絶してはならない。その場合は、委員会は、王国で守られている一般規則に準拠するものとする。委員会が発出した決定に対する不服申立は、当該決定の通知の日から 60 日以内に、不服申立審議会に提起することができる。

法第 38 条

委員会は、関係政府機関に連絡を取り、必要と考える説明及び情報を請求することができる。

都市は、委員会から請求されたときはいつでも、争われている出願又は保護内容に関するすべての書類及び書面を委員会に提供しなければならない。

法第 39 条

委員会は、付託された技術的事項に関して必要とみなすことについて異なる専門機関の助力を求めることができ、また生じた費用について責任を負う訴訟当事者を決定する。

2.1.4. 優先権

優先権主張が認められる要件、優先期間は法第 10 条に規定され、優先期間は 12 月である。また、PCT に加盟している場合、その国内段階移行期限は優先日から 30 月である。

法第 10 条

(a) 出願人は、保護の内容のそれぞれについて特定された優先期間中になされた先の出願に基づく優先権の利益を、先の出願の出願日から受けることができる。ただし、先の出願の日付及び番号並びに先の出願が出願人又はその前権利者によりなされた場所を記載した宣言書を伴うことを条件とする。出願人は、局に出願をした日から 90 日以内に、保護出願をした当局により承認された先の出願の写しも提出しなければならない。

(b) 特許及び植物品種に係る優先期間は 12 月とする。

(c) 工業意匠に係る優先期間は 6 月とする。

2.1.5. 新規性喪失の例外

技術水準の一部を構成しないものとみなされる発明の開示は次のとおりである。

(1) 出願人又は前権利者に対する濫用行為に起因する、出願日前又は優先権主張前 6 月間

の開示

- (2) 特許出願日前1年以内にパリ同盟国の1つにおいて、公に認められた国際博覧会に展示した結果としての開示

規則第30条

- (1) 次の場合は、発明及び工業意匠の開示は、先行技術の一部とみなされない。
- (a) 出願人又はその前権利者に対する濫用行為のために、出願日又は優先権主張の日に先立つ6月の間に開示が生じた場合
- (b) 特許出願に先立つ1年の間又は工業意匠証明書出願の日に先立つ6月の間に、パリ同盟国の1における公認の国際博覧会での展示の結果として開示が生じた場合
- (2) 出願人が公式の博覧会で展示することを意図する製品に係る発明又は工業意匠についての仮保護を希望する場合は、出願人は、当該発明又は工業意匠を説明する簡潔な陳述、図面及び関係する製品についての陳述を同封した上で、展示する意図を表明して局に申請するものとする。局は、必要と考えるその他のデータを提出するよう出願人に要求することができる。王国外で展示された製品に関しては、展示された製品、そのデータ及び展示日を明記した、当局により認証された証明書を提出する。
- (3) 前記1項にいう期間は、法第10条に規定する優先権の期間の延長を伴わない。

2.1.6. 登録要件

特許の登録要件は、法第43条に規定されているとおり、新規であり、進歩性があり、また産業上の利用が可能な発明であること、である。

法第43条

特許は、本法の規定に基づいて、発明に付与される。ただし、当該発明が新規であり、進歩性があり、また産業上の利用が可能な場合に限る。発明は、製品、方法又はその何れかに関連するものであればよい。

また、特許の不登録事由は、法第45条に規定されている。

法第45条

本法の規定の適用上、次のものは発明とみなされない。

- (a) 発見、科学的理論及び数学的方法
- (b) 商業活動を行い、純粋な精神的活動を行い、又は遊戯を行う上での計画、規則及び方法
- (c) 植物、動物及び植物又は動物の生産に使用される(主として生物学的な)方法。微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法を除く。
- (d) 人又は動物の体の外科的又は治癒のための処置の方法及び人又は動物の体に用いられる診断方法。これらの方法の何れかに使用される製品を除く。

2.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない。

2.1.8. 出願公開制度

出願公開については、法第 11 条で規定される。所定の手数料の納付があった後、出願日から 18 月以内に、発明特許及び植物品種に係る出願を公開する。

法第 11 条

局は、所定の手数料の納付があった後、出願日から 18 月以内に、発明特許及び植物品種に係る出願を公開する。

2.1.9. 審査請求制度

審査請求制度はない。

ただし、出願が方式要件を満たすことが判明した場合、特許庁は、実体審査に必要な費用を出願人に通知し、費用が納付されたときに、実体審査が開始される（規則第 35 条）。

規則第 35 条

(1) 特許出願又は植物特許出願の方式審査により、出願が方式要件を満たすことが判明した場合は、局は、3 月の猶予期間内に所定の公告手数料を納付するよう出願人に通知する。所定の期間内に出願人が納付しなかった場合は、出願は拒絶されるものとし、このことが登録簿に記載され、かつ、公報に公告される。

(2) 局は、特許出願又は植物特許出願の実体審査に必要な経費を査定する。査定額は、審査の実費に則するものとし、出願人は、それについての通知の日から 3 月以内にこの額を納付しなければならない。納付しなかった場合は、出願は失効し、このことが登録簿に記載され、かつ、公報に公告される。

(3) 上記の査定費用が納付されたときは、局は、出願の実体を審査する。

また、侵害された場合など、出願人は委員会に対して、早期審査を請求できる。

規則第 41 条

(1) 局は、なされた出願の実体審査をする過程において、他の特許庁が発行した調査報告、実体審査報告及び保護書類を利用することができる。

(2) 委員会は、保護の内容が侵害されているか又は保護の内容の侵害が急迫している旨の出願人の請求に基づき、保護書類出願の審査を迅速に行うよう局に要求することができる。出願人は、審査を迅速に行うことを求める請求を裏付ける資料及び出願人の主張が真正であることを証明するために委員会が出願人に要求する資料をすべて、委員会に提供しなければならない。

2.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密特許に関する制度は、規則第 49 条に規定されている。

自己の任務の範囲内で国の安全に関係する保護の内容（発明、集積回路の配置設計、植物品種又は工業意匠）を完成したすべての政府職員（軍人であるか非軍人であるかを問わない。）は、自己の保護の内容及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。これは、前記以外で国の安全に関係する保護の内容を完成した何人にも適用される。

規則第 49 条

国の安全に関係する出願に係る手続は、次のとおりである。

1. 自己の任務の範囲内で国の安全に関係する保護の内容を完成したすべての政府職員（軍人であるか非軍人であるかを問わない。）は、自己の保護の内容及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。
2. また、前記以外で国の安全に関係する保護の内容を完成した何人も、自己の保護の内容及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。この当局は、当該人に公正な報酬を支払うものとする。
3. 前 2 項に従って政府内の権限ある当局に自己の保護の内容を譲渡したすべての者及び当該譲渡を認識している他のすべての者は、当該保護の内容及び譲渡を秘密にしておくことを約束するとともに、許可を受けた者以外にこれを開示してはならない。
4. 政府内の権限ある当局は、必要な譲渡を受けた後、都市の長官に対し、保護書類を求める出願をすると共に、出願を秘密にしておくことを求める請求書を出願に同封することができる。都市は、出願に関連するすべての通常の手続を踏むものとし、かつ、出願についての情報を公表しないことを約束する。
5. 出願、明細書、図面、補正、保護書類及びこれらの写しは、封印し、捺印したファイルに保管するものとし、かつ、保護の全期間を通じて、政府内の権限ある当局が自由に使えるものとする。これは、権限ある当局又はその命令によってのみ開けることができる。
6. 封印したファイルの内容は、如何なる事情であっても、公表され又は他の者による閲覧に供されてはならない。
7. 封印し、捺印したファイルは、保護期間中のいつでも、政府内の権限ある当局が送付先として要求した者に送付するものとし、返却され次第直ちに再び封印し、捺印するものとする。
8. 発明の保護期間満了後、封印し、捺印したファイルを権限ある政府当局に送付する。
9. 本条に従って保護書類を付与する決定の取消を求める申請は、権限ある政府当局の承認がある場合を除いては、受理してはならない。
10. これらの保護書類に関連する侵害訴訟の提起は認められない。
11. 国の安全に関する保護内容に係る権限ある政府当局との通信であって、当該内容の審査及び検討を目的とするもの、並びに審査及び検討の目的で権限ある当局が取る行動は、開示又は使用とはみなされない。当該行動は、保護書類を受ける権利に影響を与えないとはみなされない。
12. 都市の長官は、出願が国の安全に関係しており、かつ、権限ある当局に譲渡されて

いないと判断する場合は、当該出願が権限ある政府当局にライセンスされたものとして扱われるよう命じることができる。

2.1.11. 分割に関する制度

1 件の特許出願は 1 つの発明又は単一の発明概念を形成するよう連関する 1 群の発明だけを対象とすることができる。分割に関する制度は、法第 46 条に規定されている。

法第 46 条

出願は、単一の発明又は単一の発明概念を形成する統合された部分のグループに係るものでなければならない。出願人は、自己に特許を付与する決定が行われる前に、出願を 2 以上に分割することができる。ただし、その何れも原出願で開示されたものから逸脱しないことを条件とする。原出願の出願日又は優先日がこれらの出願の出願日であるとみなされる。

2.1.12. 出願の変更に関する制度

出願の変更に関する制度はない。

2.1.13. 異議申立てに関する制度

異議申立てに相当する制度は、法第 32 条に規定されている。利害関係人は、保護書類の付与に係る所定の条件の違反を根拠として、保護書類を付与する決定について委員会に異議を申し立て、全部又は一部の取消を求めることができる。異議申立てできる期間は規定されていない²⁷。ただし、異議申立てできる期間については、3 月という情報もある²⁸。

法第 32 条

利害関係人は、保護書類の付与に係る所定の条件の違反を根拠として、保護書類を付与する決定について委員会に異議を申し立て、全部又は一部の取消を求めることができる。

(以下略)

なお、不服申立制度が法第 37 条に規定されている。委員会が発出した決定に対する不服申立ては、当該決定の通知の日から 60 日以内に、不服申立審議会に提起することができる。

法第 37 条

委員会の決定は、過半数の票をもって発出される。ただし、決定の理由が述べられ、かつ、その本文が公開会議において読み上げられることを条件とする。委員会は、本法又は施行規則に当該紛争に適用される規定が存在しないとの理由に基づいて、訴訟に関し

²⁷ 本調査の質問票調査、ヒアリング調査に基づく。

²⁸ 一般社団法人日本知的財産協会「UAE・サウジアラビアにおける特許権取得・行使上の留意点」2015年6月 p.23 を参照した。

て決定を発出することを拒絶してはならない。その場合は、委員会は、王国で守られている一般規則に準拠するものとする。委員会が発出した決定に対する不服申立は、当該決定の通知の日から 60 日以内に、不服申立審議会に提起することができる。

2.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判については、法第 36 条に規定されている。不服審判を請求できる期間は規定されていない。

ただし、委員会へ請求できる期間は 90 日という情報もある²⁹。

法第 36 条 (抜粋)

(a) 委員会は、次を所管する。

(1) 保護書類に関連して発出された決定に対する紛争及び不服申立のすべて

(2) 本法及びその施行規則の規定の違反に係る刑事訴訟

なお、不服申立制度が法第 37 条に規定されている。委員会が発出した決定に対する不服申立では、当該決定の通知の日から 60 日以内に、不服申立審議会に提起することができる。

(2) 無効審判

無効審判に相当する制度は、異議申立てと同じ条文（法第 32 条）で運用されている。請求できる期間は規定されていない。すなわち、利害関係人は、委員会へ特許付与後、異議申立てをすることができる。また、過誤登録の場合には、無効審判を請求することもできる³⁰。

法第 32 条

利害関係人は、保護書類の付与に係る所定の条件の違反を根拠として、保護書類を付与する決定について委員会に異議を申し立て、全部又は一部の取消を求めることができる。

(以下略)

なお、不服申立制度が法第 37 条に規定されている。委員会が発出した決定に対する不服申立では、当該決定の通知の日から 60 日以内に、不服申立審議会に提起することができる。

²⁹ JETRO 「最近の中東・アフリカの知財情勢について」 サウジ特許 制度概要(1) (2017 年 3 月 7 日) を参照した。

³⁰ 外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」 “サウジアラビア王国” <https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/GCC.html> を参照した。(最終アクセス日：2017 年 1 月 18 日)

(3) 訂正審判

訂正審判制度はない。

2.2. 審査基準・審査ガイドライン

特許に関する審査ガイドラインがアラビア語で公開³¹されている。
審査一般、医薬品、バイオテクノロジーなどの内容を含むガイドラインである。
なお、法的拘束力はなく、審査官の判断基準として使用されている。

ガイドラインは、19の章で構成され、以下の項目が含まれる。

- 第1章：前書き
- 第2章：方式審査
- 第3章：特許庁における先行技術調査と実体審査
- 第4章：特許出願の要件
- 第5章：特許による保護対象
- 第6章：優先権
- 第7章：出願の分類
- 第8章：業務に関する品質の枠組み
- 第9章：特許出願の審査に関する決定と例外
- 第10章：発明の単位
- 第11章：先行技術水準の状況
- 第12章：新規性
- 第13章：進歩性
- 第14章：産業上の利用可能性
- 第15章：先行技術調査
- 第16章：先行技術に依存しない拒絶理由又は拒絶査定
- 第17章：先行技術調査及び実体審査レポート
 - 付則1：医薬品分野における特許出願の審査
 - 付則2：バイオテクノロジー分野における特許出願の審査
- 第18章：出願人からの応答についての検討と面接の実施
- 第19章：不服と上訴

なお、改正手続きは以下のとおりである。

- ・関連法、規則の改正
- ・改正された法令と規則に従い、法務部、審査部による審査ガイドラインの改正
- ・承認された審査ガイドラインの発行
- ・公開

また、出願人向けのガイドラインが提供されており、出願手続、出願書類の書き方が示されている。

³¹ 審査手続きマニュアル <https://www.kacst.edu.sa/arb/IndustInnov/SPO/Pages/Issues.aspx> を参照した。(最終アクセス日 2017年1月18日)

2.3. 審査業務

2.3.1. 出願から登録までの流れ

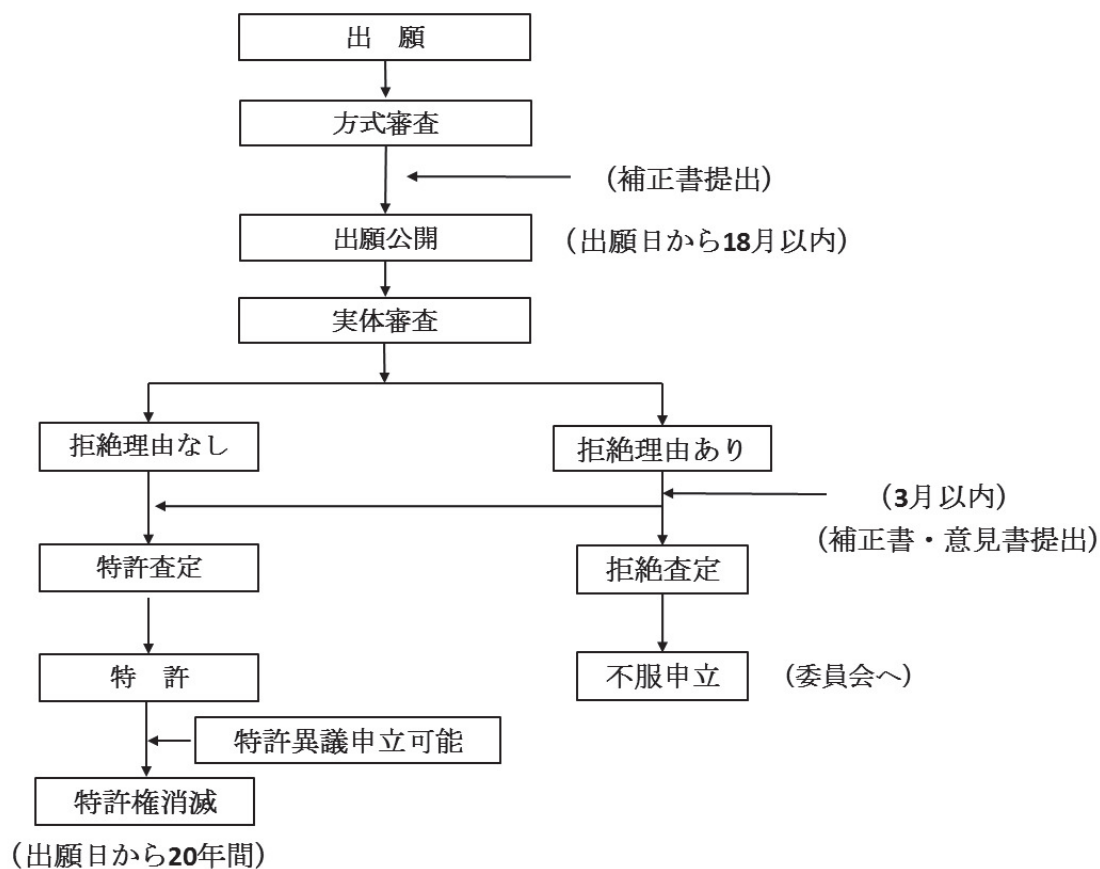


図 SA-2 出願から特許査定までの流れ³²

³² 外国産業財産権侵害対策等支援事業 ミニガイド サウジアラビア
<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html> を参照し、作成した。(最終アクセス日：2017年1月18日)

2.3.2. 使用分類

国際特許分類（IPC）を採用している。

2.3.3. 出願に用いる言語

出願言語はアラビア語である（規則第 8 条）。

規則第 8 条

- (1) 保護書類の付与を求める出願及び様式は、アラビア語でコンピュータ印書した紙面（アラビア文字にはサイズ 14 の簡体アラビア文字フォント、ローマ字にはサイズ 12 の TimesNew Roman フォントを用いる。）で提出し、かつ、明瞭でなければならない。この部の各章に記載する条件に従って、写しを電子媒体により提供しなければならない。様式には、必要とされるすべての情報及びすべての質問に対する回答を記載するものとする。
- (2) 局は、保護の各内容に従って第 9 条から第 28 条までに定めるすべての要件を満たす保護出願の受領の日を出願日として定める。
- (3) 出願人が王国外に居住する場合は、授権された国内代理人を選任しなければならない。

パリ条約に基づく優先権を主張した場合、優先権書類の認証謄本の翻訳文（英語及びアラビア語）を、出願から 3 月以内に提出する（規則第 10 条）³³。

規則第 10 条 様式 101 「特許出願」 記入に係る条件

4. 優先権及び開示に係る情報

発明が先に開示されていた場合は、開示の日及び開示の理由を示す書類を添付する。出願人がパリ同盟国の 1 の国民又は居住者であり、かつ、同盟国の 1 に先に提出された出願の優先権を主張することを希望する場合は、当該優先権主張に関する情報(国, 出願番号及び出願日)並びに(有する場合)特許の番号及び日付を記載する。優先権が複数存在する場合は、最初の優先権に関する情報を様式 101 により、次の優先権の情報を様式 101-C により提出し、かつ、先の出願の認証謄本及びその翻訳文を 3 月以内に提出する。その他の先の出願に関する情報(国名, 出願番号, 出願日)並びに分かっている場合は、特許の番号及び日付も提出する。

³³ 外国産業財産権侵害対策等支援事業 ミニガイド サウジアラビア
<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html> を参照した。(最終アクセス日：2017 年 1 月 18 日)

2.3.4. 出願日の認定及び出願書類

出願日を認定するための書類は、願書、明細書（クレーム、要約、図面）、手数料、である（規則第9条）。電子出願システムで出願が可能である³⁴。

出願に必要な書類は以下のとおりである³⁵。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載する。現地代理人が作成し、署名して提出する。

(2) 明細書・クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

アラビア語及び英語の翻訳文の提出が必要である。

(3) 必要な図面 (Drawings)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名する。領事認証 (Legalization) が必要である。出願日から3月以内（延長不可）に提出できる。

(5) 譲渡証 (Assignment)

発明者が署名する。領事認証 (Legalization) が必要である。出願日から3月以内（延長不可）に提出できる。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3月以内（延長不可）に提出できる。

規則第9条 出願に係る条件

- (1) 出願には、様式101「特許出願」、発明の明細書及び関連するすべての同封物を含めなければならない。
- (2) 発明の名称は、出願様式提出に係る所定の条件に従うものとし、かつ、発明の明細書に記載された名称と異なるものであってはならない。
- (3) 提出される書類は、原本又は権限ある当局により認証されたものでなければならない。
- (4) 出願手数料は、出願時に納付しなければならない。
- (5) 出願人は、出願に関する局の要件をすべて満たさなければならない。

2.3.5 審査の手順

審査は以下の手順で行われる。

登録された出願は、各保護対象について法第8条及び本規則第2部（出願に係る条件及び規定）の各条に規定する方式条件を満たすことを確認するために審査される。

方式審査により、所定の条件の一部が満たされていないことが判明した場合は、出願人は、その旨の通知の日から90日以内に、これらを満たすよう求められる。出願人が求め

³⁴ 本調査の質問票調査、ヒアリング調査に基づく。

³⁵ 外国産業財産権侵害対策等支援事業 ミニガイド サウジアラビア <http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/SaudiArabia.html> を参照した。（最終アクセス日：2017年1月18日）

られたことを当該期間内に実行しない場合は、その出願は、無効とみなされる（規則第 34 条）。

方式審査により、出願が方式要件を満たすことが判明した場合は、特許庁は、3 月の猶予期間内に所定の公告手数料を納付するよう出願人に通知する（規則第 35 条）。

規則第 34 条

登録された出願は、各保護対象について法第 8 条及び本規則第 2 部の各条に規定する方式条件を満たすことを確認するために審査される。方式審査により所定の条件の一部が満たされていないことが判明した場合は、出願人は、その旨の通知の日から 90 日以内に、これらを満たすよう求められる。出願人が求められたことを当該期間内に実行しない場合は、その出願は、無効とみなされる。

規則第 35 条

(1) 特許出願又は植物特許出願の方式審査により、出願が方式要件を満たすことが判明した場合は、局は、3 月の猶予期間内に所定の公告手数料を納付するよう出願人に通知する。所定の期間内に申請人が納付しなかった場合は、出願は拒絶されるものとし、このことが登録簿に記載され、かつ、公報に公告される。

(2) 局は、特許出願又は植物特許出願の実体審査に必要な経費を査定する。査定額は、審査の実費に則するものとし、出願人は、それについての通知の日から 3 月以内にこの額を納付しなければならない。納付しなかった場合は、出願は失効し、このことが登録簿に記載され、かつ、公報に公告される。

(3) 上記の査定費用が納付されたときは、局は、出願の実体を審査する。

実体審査では新規性、進歩性、産業利用の可能性、記載要件のほか、法第 4 条、法第 43~45 条で規定される要件を判断する（法第 4 条、法第 43 条~45 条、規則第 14~15 条、規則第 36 条）。

法第 4 条（再掲）

(a) 保護書類は、その商業利用がシャリーア（イスラム法）に違反する場合は、付与されない。

(b) 保護書類は、その商業利用が生命に又は人、動物若しくは植物の健康に有害である場合、又は環境に相当程度有害である場合は、付与されない。

法第 43 条（再掲）

特許は、本法の規定に基づいて、発明に付与される。ただし、当該発明が新規であり、進歩性があり、また産業上の利用が可能な場合に限る。発明は、製品、方法又はその何れかに関連するものであればよい。

法第 44 条

(a) 発明は、先行技術により予期されない場合は、新規なものである。これに関し、先行技術とは、書面又は口頭での開示手段により、使用により、又は当該発明の知識が具体化されるその他の方法により、何れかの場所で公衆に開示されているすべてのものをいう。ここにいう開示は、特許出願又は優先出願の出願日の前のものでなければならない。発明の公衆への開示が優先期間中に行われた場合は、ここにいう開示とみなされない。その他発明の開示に関し、先行技術の意味及び発明の仮保護に適用される規定に該当しない場合については、施行規則において規定するものとする。

(b) 発明は、当該特許出願に係る先行技術に関して、当該技術の通常の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を有するものとみなされる。

(c) 発明は、手工芸、漁業及びサービス業を含む何れかの種類の産業又は農業において製造又は使用することができる場合は、産業上利用可能とみなされる。

法第 45 条 (再掲)

本法の規定の適用上、次のものは発明とみなされない。

(a) 発見、科学的理論及び数学的方法

(b) 商業活動を行い、純粋な精神的活動を行い、又は遊戯を行う上での計画、規則及び方法

(c) 植物、動物及び植物又は動物の生産に使用される(主として生物学的な)方法。微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法を除く。

(d) 人又は動物の体の外科的又は治療のための処置の方法及び人又は動物の体に用いられる診断方法。これらの方法の何れかに使用される製品を除く。

規則第 36 条

局は、出願が法第 4 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 46 条に規定する条件並びに本規則に定める規定を満たすことを確認するために、特許出願の実体を審査する。

(以下略)

規則第 14 条

完全な説明には、次の部分を含めるものとする。

1. 「発明の背景」：発明の技術分野を示すとともに、当該発明が克服する可能性がある先行技術に関する課題への言及に加え、発明者が承知している文献を含め、先行技術を説明する。

2. 「発明の一般的説明」：先行技術と比較した発明の利点及び従前の困難点又は課題を克服する方法を示す。発明の目的も示す。これらすべては、当該技術分野の平均的な者が理解できる明確な態様によらなければならない。この部分は、通常、主たるクレーム

に関する。

3. 「図面の簡単な説明」：図及び(有する場合)その各セクターについての簡単な説明を記載する。

4. 「詳細な説明」：説明は、当該技術における平均的な者が実施できる程度に明瞭かつ的確でなければならず、また出願日又は優先日において発明を実施する最善の方法を開示して、発明及びその産業上の利用の方法のすべての側面についての詳細な説明を記載する。説明には、添付した図面への言及を含める。

出願に遺伝子配列が含まれるときは、これを別個に電子フォーマットで添付しなければならない。

前記の部分は、次の見出しの下に、順を追って記載する。

「発明の背景」、「発明の一般的説明」、「図面の簡単な説明」、「詳細な説明」。見出しを行の最初に記載し、下線を施す。当該部分を新しい頁から始める必要はない。

規則第 15 条 クレームに係る条件

(1) 出願には、少なくとも 1 の独立クレームを含めなければならない。他の従属及び独立クレームを含めることができ、これらには連続番号を付さなければならない。ただし、第 1 のクレームは、求められる最も広い範囲を定めるものであることを条件とする。

(2) クレームは、発明の新しい本質的構成要素を含め、求められる保護の範囲の完全な定義を与えるものでなければならない。また完全な説明で開示されたものと対比されたものであり、範囲を特定するものでなければならない。

(以下略)

なお、審査において、決裁権限は審査官の上長にある。分類付与は審査官が行い、審査は出願の順に実施される。特許の権利の有効性を確認する方法としては、異議申立て、無効審判、裁判所への訴え、がある³⁶。

2.3.6 審査結果の通知及び応答

方式審査により所定の条件の一部が満たされていないことが判明した場合は、出願人は、その旨の通知の日から 90 日以内に、これらを満たすよう求められる。出願人が求められたことを当該期間内に実行しない場合は、その出願は、無効とみなされる(規則第 34 条)。

出願人は、特許庁から送付された通知にその日付から 3 月以内に応答しなければならない。この期間は、必要なときは、満了に先立って理由を付した申請を提出することにより、1 月間延長することができる。所定の期間内に応答がない場合は、出願は拒絶される(規則第 42 条)。

なお、通知はオンライン送信で行われる。

³⁶ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

規則第 42 条

- (1) 局は、最初の実体審査の報告を含め、実体審査の結果を出願人に通知する。出願人は、報告に沿った出願の補正を局に提出する。出願人は、報告中の何れかの事項に同意しない場合は、その根拠を提示するものとする。
- (2) 局は、出願人が提示した補正又は根拠に納得した場合は、付与手続を完了に向けて取り進める。局が逆の判断をした場合は、第 2 の実体審査の報告を出願人に通知し、出願人は、この報告に沿った出願の補正を局に提出しなければならない。出願人は、この報告に記載される何れかの事項に同意しない場合は、その根拠を提示するものとする。
- (3) 局は、出願人が提示した補正又は根拠に納得した場合は、付与手続を完了に向けて取り進めるが、逆の判断をした場合は、出願を拒絶する決定を発出する。
- (4) 出願人は、局から送付された通知にその日付から 3 月以内に応答しなければならない。この期間は、必要なときは、満了に先立って理由を付した申請を提出することにより、1 月間延長することができる。所定の期間内に応答がない場合は、出願は拒絶される。

2.3.7. 出願・登録手数料

国内に口座を所有している場合に限り、自動支払いシステムが利用できる。

手数料は以下に示すとおりである。

なお、保護出願又は保護書類については、本法に付属する表に従って年金を納付しなければならない。出願日の翌年に開始する各年の開始時に納付する（法第 18 条）。

法第 18 条

- (a) 保護出願又は保護書類については、本法に付属する表に従って年金を納付しなければならない。出願日の翌年に開始する各年の開始時に納付するものとする。

(以下、略)

料金表 (サウジアラビア・リアル建て) ³⁷

事項	個人	法人
登録出願	400	800
付与及び公告	500	1,000
年間特許料	250	500
2年目	500	1,000
3年目	750	1,500
4年目	1,000	2,000
5年目	1,250	2,500
6年目	1,500	3,000
7年目	1,750	3,500
8年目	2,000	4,000
9年目	2,250	4,500
10年目	2,500	5,000
11年目	2,750	5,500
12年目	3,000	6,000
13年目	3,250	6,500
14年目	3,500	7,000
15年目	3,750	7,500
16年目	4,000	8,000
17年目	4,250	8,500
18年目	4,500	9,000
19年目	4,750	9,500
20年目	5,000	10,000

※ 1 サウジアラビア・リアル= 30.86 円、三菱東京 UFJ 銀行、外国為替相場一覧表、
T.T.S.2017/2/28)

³⁷ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD (サウジアラビア 発行年 2014 年 2 月) を参照し、作成した。

3. 実用新案

実用新案制度はない。

4. 意匠

4.1. 意匠制度の枠組み^{38,39,40,41,42,43}

意匠は、特許意匠法の中に「工業意匠」として規定され、特許法が準用されている。

4.1.1. 保護対象

特許意匠法では、工業意匠の保護のための原則、規則、要件等が定められている。

特許意匠法の保護対象は、登録要件を満たす、3次元の具体物、描画、図形又は写真である。なお、法第4条に、保護書類である特許、配置設計証明書、植物特許又は工業意匠証明書は、その商業利用がシャリーア（イスラム法）に違反する場合には、付与されないと規定されている。

法第1条

本法は、王国内において、発明、集積回路の配置設計、植物品種及び工業意匠に完全な保護を与えることを目的とする。

法第2条（抜粋）

工業意匠：2次元の線若しくは色彩又は3次元の形状であって、工業製品又は伝統工芸品に特別の外観を与えるもの。ただし、これが織物意匠を含め、単に機能的又は技術的な目的のみのものでないことを条件とする。

法第59条

工業意匠証明書は、これが新規であり、かつ、これを既知の工業意匠から区別する特徴を有する場合に付与される。工業意匠は、登録出願又は優先出願の出願日前に、使用又はその他の方法で何れかの場所において目に見える形での公表により公衆に開示されなかった場合は、新規であるとみなされる。公衆への工業意匠の開示は、優先期間中に行われた場合は、何らの効果も生じない。効果を生じない開示の他の場合及び工業意匠の仮保護に適用される規定については、規則において定めるものとする。

³⁸ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（サウジアラビア 発行年 2014 年 2 月）を参照した。

³⁹ 本章では、特許庁外国産業財産権制度情報

「https://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/saudi_arabia/tokkyo.pdf」から、法令（仮訳）を引用している。（最終アクセス日：2017 年 1 月 18 日）

⁴⁰ 外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」“サウジアラビア王国” <https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/SaudiArabia.html> を参照した。（最終アクセス日：2017 年 1 月 18 日）

⁴¹ 本章では特許法条文を「法第～条」、特許施行規則条文を「規則第～条」と記載する。

⁴² 本調査の質問票調査、ヒアリング調査に基づく。

⁴³ 法令の文中では「特許庁」を「局」と記載する。

4.1.2. 権利の存続期間

権利の存続期間は、出願日から 10 年である（法第 19 条）。

法第 19 条（抜粋）

(d) 工業意匠証明書の保護期間は、出願日から 10 年とする。

4.1.3. 権利の効力

意匠権の効力は、法第 34 条で規定されている。保護内容の各々を規制する特別規定に規定された利用行為であって、特許庁に登録された保護書類の所有者の書面による同意なしに王国内で行われたものは、保護の内容の侵害とみなされる。

法第 34 条

保護内容の各々を規制する特別規定に規定された利用行為であって、局に登録された保護書類の所有者の書面による同意なしに王国内で行われたものは、保護の内容の侵害とみなされる。委員会は、保護書類の所有者及び利害関係人の請求に基づき、必要な損害賠償に加えて、侵害を防止するための差止命令を发出するものとし、かつ、侵害者に対し 10 万リアル以下の罰金を課することができる。繰返しの場合は、罰金の限度額を 2 倍にする。委員会が当該侵害は禁固刑を要すると考える場合は、侵害者は、最初から不服申立審議会に付託される。

委員会は、侵害から生じる損害を防止するために必要とみなす措置を直ちに取ることができる。

この場合、委員会が発出した決定は、当該決定発出の対象である当事者の費用において、官報、公報及び 2 の日刊紙に公告する。本条の規定は、他の法律に規定されるこれより厳しい罰を害することなく適用される。

4.1.4. 優先権

優先権主張が認められる要件、優先期間は法第 10 条に規定され、優先期間は 6 月である。

法第 10 条

(a) 出願人は、保護の内容のそれぞれについて特定された優先期間中になされた先の出願に基づく優先権の利益を、先の出願の出願日から受けることができる。ただし、先の出願の日付及び番号並びに先の出願が出願人又はその前権利者によりなされた場所を記載した宣言書を伴うことを条件とする。出願人は、局に出願をした日から 90 日以内に、保護出願をした当局により承認された先の出願の写しも提出しなければならない。

(b) 特許及び植物品種に係る優先期間は 12 月とする。

(c) 工業意匠に係る優先期間は 6 月とする。

4.1.5. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外は規則第 30 条に規定される。技術水準の一部を構成しないものとみなされる意匠の開示は次のとおりである。

- (1) 出願人又は前権利者に対する濫用行為に起因する、出願日前又は優先権主張前 6 月間の開示
- (2) 意匠特許出願日前 1 年以内にパリ同盟国の 1 つにおいて、公に認められた国際博覧会に展示した結果としての開示、又は意匠登録証出願日前 6 月以内の開示

規則第 30 条

- (1) 次の場合は、発明及び工業意匠の開示は、先行技術の一部とみなされない。
 - (a) 出願人又はその前権利者に対する濫用行為のために、出願日又は優先権主張の日に先立つ 6 月の間に開示が生じた場合
 - (b) 特許出願に先立つ 1 年の間又は工業意匠証明書出願の日に先立つ 6 月の間に、パリ同盟国の 1 における公認の国際博覧会での展示の結果として開示が生じた場合
- (2) 出願人が公式の博覧会で展示することを意図する製品に係る発明又は工業意匠についての仮保護を希望する場合は、出願人は、当該発明又は工業意匠を説明する簡潔な陳述、図面及び関係する製品についての陳述を同封した上で、展示する意図を表明して局に申請するものとする。局は、必要と考えるその他のデータを提出するよう出願人に要求することができる。王国外で展示された製品に関しては、展示された製品、そのデータ及び展示日を明記した、当局により認証された証明書を提出する。
- (3) 前記 1 項という期間は、法第 10 条に規定する優先権の期間の延長を伴わない。

4.1.6. 登録要件

意匠の登録要件は、法第 59 条に規定されているとおり、新規であり、かつ、これを既知の工業意匠から区別する特徴を有する場合である。

法第 59 条

工業意匠証明書は、これが新規であり、かつ、これを既知の工業意匠から区別する特徴を有する場合に付与される。工業意匠は、登録出願又は優先出願の出願日前に、使用又はその他の方法で何れかの場所において目に見える形での公表により公衆に開示されることがない場合は、新規であるとみなされる。公衆への工業意匠の開示は、優先期間中に行われた場合は、何らの効果も生じない。効果を生じない開示の他の場合及び工業意匠の仮保護に適用される規定については、規則において定めるものとする。

4.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない。

4.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はない。

4.1.9. 審査請求制度

審査請求制度はない。早期審査制度もない。

4.1.10. 秘密保持に関する制度⁴⁴

秘密意匠制度及び公開繰延制度はない。

4.1.11. 分割に関する制度

分割に関する制度はない。

4.1.12. 出願の変更に関する制度

出願の変更に関する制度はない。

4.1.13. 異議申立てに関する制度

異議申立てに相当する制度は、法第 32 条に規定されている。利害関係人は、保護書類の付与に係る所定の条件の違反を根拠として、保護書類を付与する決定について委員会に異議を申し立て、全部又は一部の取消を求めることができる。

法第 32 条

利害関係人は、保護書類の付与に係る所定の条件の違反を根拠として、保護書類を付与する決定について委員会に異議を申し立て、全部又は一部の取消を求めることができる。

(以下略)

なお、不服申立制度が法第 37 条に規定されている。委員会が発出した決定に対する不服申立ては、当該決定の通知の日から 60 日以内に、不服申立審議会に提起することができる。

法第 37 条

委員会の決定は、過半数の票をもって発出される。ただし、決定の理由が述べられ、かつ、その本文が公開会議において読み上げられることを条件とする。委員会は、本法又は施行規則に当該紛争に適用される規定が存在しないとの理由に基づいて、訴訟に関して決定を発出することを拒絶してはならない。その場合は、委員会は、王国で守られている一般規則に準拠するものとする。委員会が発出した決定に対する不服申立は、当該決定の通知の日から 60 日以内に、不服申立審議会に提起することができる。

⁴⁴ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

4.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判については、法第 36 条に規定されている。不服審判を請求できる期間は規定されていない。

法第 36 条

(a) 委員会は、次を所管する。

- (1) 保護書類に関連して発出された決定に対する紛争及び不服申立のすべて
- (2) 本法及びその施行規則の規定の違反に係る刑事訴訟

なお、不服申立制度が法第 37 条に規定されている。委員会が発出した決定に対する不服申立ては、当該決定の通知の日から 60 日以内に、不服申立審議会に提起することができる。

(2) 無効審判

無効審判に相当する制度は、異議申立てと同じ条文（法第 32 条）で運用されている。請求できる期間は規定されていない。すなわち、利害関係人は、委員会へ特許付与後、異議申立てをすることができる。

法第 32 条

利害関係人は、保護書類の付与に係る所定の条件の違反を根拠として、保護書類を付与する決定について委員会に異議を申し立て、全部又は一部の取消を求めることができる。

(以下略)

なお、不服申立制度が法第 37 条に規定されている。委員会が発出した決定に対する不服申立ては、当該決定の通知の日から 60 日以内に、不服申立審議会に提起することができる。

(3) 訂正審判

訂正審判制度はない。

4.2. 審査基準・審査ガイドライン⁴⁵

意匠に関する審査ガイドラインはあるが、非公開である。また、出願人向けのガイドラインが提供されており、出願の手続、出願書類の書き方が示されている。

4.3. 審査業務

4.3.1. 出願から登録までの流れ

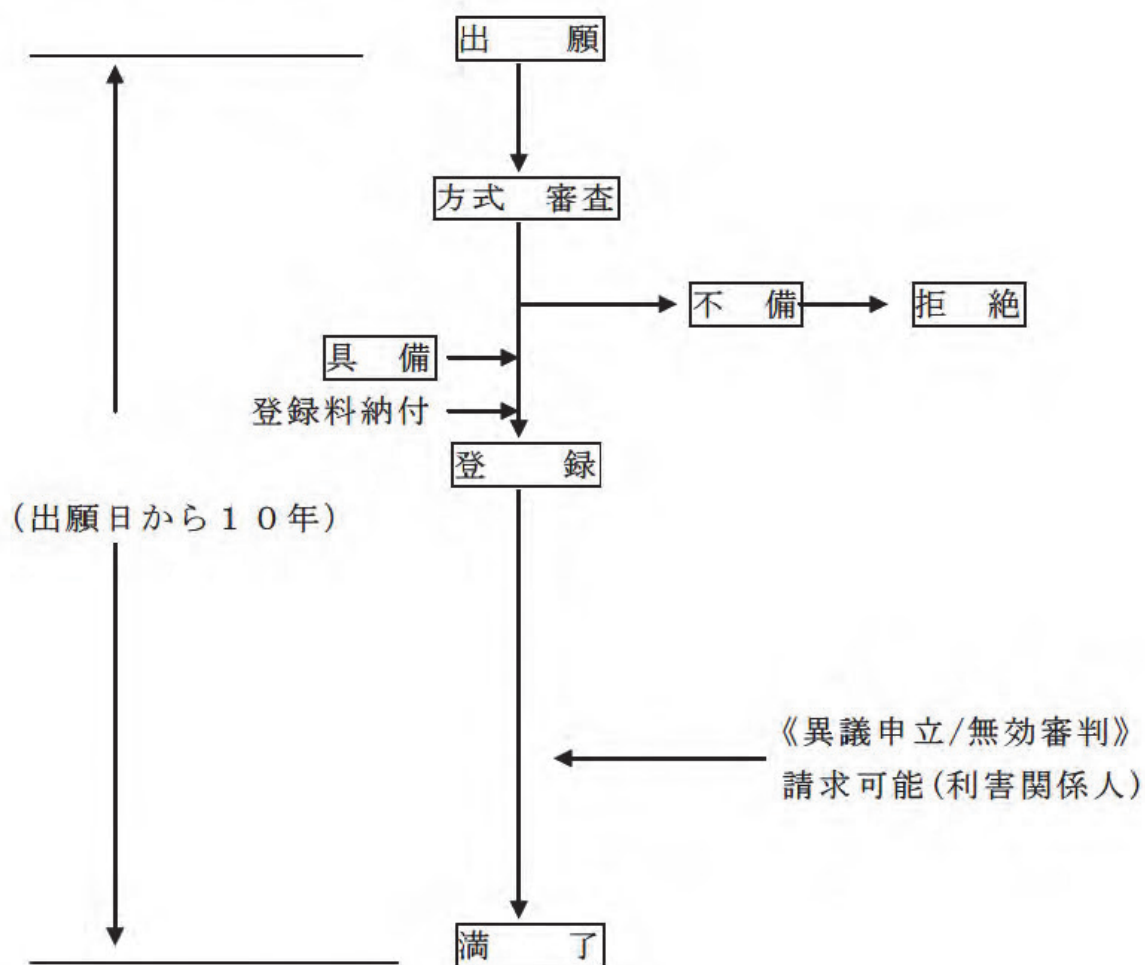


図 SA-3 出願から意匠査定までの流れ⁴⁶

⁴⁵ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁶ 外国産業財産権侵害対策等支援事業 ミニガイド サウジアラビア

<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html> を参照した。(最終アクセス日：2017年1月18日)

4.3.2. 使用分類

ロカルノ分類を採用している。

4.3.3. 出願に用いる言語

出願言語はアラビア語である（規則第 8 条）。

規則第 8 条

- (1) 保護書類の付与を求める出願及び様式は、アラビア語でコンピュータ印書した紙面（アラビア文字にはサイズ 14 の簡体アラビア文字フォント、ローマ字にはサイズ 12 の Times New Roman フォントを用いる。）で提出し、かつ、明瞭でなければならない。この部の各章に記載する条件に従って、写しを電子媒体により提供しなければならない。様式には、必要とされるすべての情報及びすべての質問に対する回答を記載するものとする。
- (2) 局は、保護の各内容に従って第 9 条から第 28 条までに定めるすべての要件を満たす保護出願の受領の日を出願日として定める。
- (3) 出願人が王国外に居住する場合は、授権された国内代理人を選任しなければならない。

パリ条約に基づく優先権を主張した場合、優先権書類の認証謄本の翻訳文（英語とアラビア語）を、出願から 3 月以内に提出する（規則第 10 条）⁴⁷。

規則第 10 条 様式 101 「特許出願」 記入に係る条件（抜粋）

4. 優先権及び開示に係る情報

発明が先に開示されていた場合は、開示の日及び開示の理由を示す書類を添付する。出願人がパリ同盟国の 1 の国民又は居住者であり、かつ、同盟国の 1 に先に提出された出願の優先権を主張することを希望する場合は、当該優先権主張に関する情報(国, 出願番号及び出願日)並びに(有する場合)特許の番号及び日付を記載する。優先権が複数存在する場合は、最初の優先権に関する情報を様式 101 により、次の優先権の情報を様式 101-C により提出し、かつ、先の出願の認証謄本及びその翻訳文を 3 月以内に提出する。その他の先の出願に関する情報(国名, 出願番号, 出願日)並びに分かっている場合は、特許の番号及び日付も提出する。

⁴⁷ 外国産業財産権侵害対策等支援事業 ミニガイド サウジアラビア
<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html> を参照した。(最終アクセス日：2017 年 1 月 18 日)

4.3.4. 出願日の認定及び出願書類

出願日を認定するための書類は、願書、図面、手数料、などである（規則第 25 条）。電子出願システムで出願が可能である⁴⁸。

出願に必要な書類は以下のとおりである⁴⁹。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載する。現地代理人が作成、署名し、提出する。

(2) 意匠の写真又は図面 (Photographs & Drawings)

(3) 意匠の簡単な説明書 (Brief description of the design pointing out the novel aspects thereof)

(4) 委任状 (Power of attorney)

出願人が署名する。領事認証 (Legalization) が必要である。

(5) 譲渡証 (Assignment)

創作者が署名する。領事認証 (Legalization) が必要である。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

規則第 25 条 出願に係る条件

(1) 証明書出願には、複数の工業意匠を含めることができる。ただし、そのすべてが国際工業意匠分類(ロカルノ分類)に基づく同じクラス又は同じグループ若しくは同じ構成のものであることを条件とする。出願人は、各工業意匠について所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 出願には、様式 401 「工業意匠証明書出願」、様式 401-A 「工業意匠のデータ」及び他の関連するすべての添付書類、並びに保護を求めている工業意匠の図(画像及び図面)を含める。出願に含まれる工業意匠の数を明記する。各工業意匠について様式 401-A に記入する。

(3) 各紙面の片側のみを使用する。

(4) 提出する書類は、原本又は権限ある当局により認証されたものでなければならない。

(5) 各出願についての手数料納付(様式 401-A) は、出願時に行う。

(6) 出願人は、出願に関する局の要件をすべて満たさなければならない。

⁴⁸ 本調査の質問票調査、ヒアリング調査に基づく。

⁴⁹ 外国産業財産権侵害対策等支援事業 ミニガイド サウジアラビア <http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/SaudiArabia.html> を参照した。

4.3.5. 審査の手順

審査は以下の手順で行われる。

登録された出願は、各保護対象について法第 8 条及び本規則第 2 部（出願に係る条件及び規定）の各条に規定する方式条件を満たすことを確認するために審査される。

方式審査により所定の条件の一部が満たされていないことが判明した場合は、出願人は、その旨の通知の日から 90 日以内に、これらを満たすよう求められる。出願人が求められたことを当該期間内に実行しない場合は、その出願は、無効とみなされる（規則第 34 条）。

方式審査を通過して登録手数料を支払った後、意匠登録が付与される。

実体審査は行われない。

法第 8 条

保護書類の付与に係る出願は、所定の様式により局に対して行う。出願に同封することを義務付けられる情報及び書類は、規則において規定する。出願人が保護の内容を開発した当事者でない場合は、当事者の名称を記載し、かつ、特許を求める内容に係る権原の自己への移転を証明する書類を同封しなければならない。この場合、局は、これらの書類の写しを保護の内容を開発した当事者に送付することができる。出願は、要件が満たされ、かつ、所定の手数料が納付された後に、登録される。

審査において、決裁権限は審査官の上長にある。分類付与は審査官が行い、審査は出願の順に実施される。意匠の権利の有効性を確認する方法としては、異議申立て、無効審判、裁判所への訴え、がある⁵⁰。

4.3.6 審査結果の通知及び応答

拒絶理由通知はオンライン送信で通知される。方式審査により所定の条件の一部が満たされていないことが判明した場合は、出願人は、その旨の通知の日から 90 日以内に、これらを満たすよう求められる。出願人が求められたことを当該期間内に実行しない場合は、その出願は、無効とみなされる（規則第 34 条）。

⁵⁰ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

4.3.7. 出願・登録手数料

国内に口座を所有している場合に限り、自動支払いシステムが適用できる⁵¹。

なお、保護出願又は保護書類については、本法に付属する表に従って年金を納付しなければならない。出願日の翌年に開始する各年の開始時に納付する（法第 18 条）。

法第 18 条（再掲）

(a) 保護出願又は保護書類については、本法に付属する表に従って年金を納付しなければならない。出願日の翌年に開始する各年の開始時に納付するものとする。

(以下、略)

料金表（サウジアラビア・リアル建て）⁵²

事項	個人	法人
登録出願	150	300
付与及び公告	175	350
年間特許料	150	300
2 年目	150	300
3 年目	300	600
4 年目	300	600
5 年目	450	900
6 年目	450	900
7 年目	600	1,200
8 年目	600	1,200
9 年目	750	1,500
10 年目	750	1,500

※ 1 サウジアラビア・リアル= 30.86 円、三菱東京 UFJ 銀行、外国為替相場一覧表、T.T.S.2017/2/28)

⁵¹ 本調査の質問票調査、ヒアリング調査に基づく。

⁵² AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（サウジアラビア 発行年 2014 年 2 月）を参照し、作成した。

5. 商標

5.1. 商標制度の枠組み^{53,54,55,56,57}

5.1.1. 保護対象

サウジアラビアはGCC 商標法を自国の商標の保護に適用している。

2016年10月2日よりGCC 商標法（以下、商標法）とGCC 商標施行規則（以下、商標規則）が施行された。

商標法の保護対象は、登録要件を満たし、名称、言葉、署名、文字、記号、数字、住所、印、図面、絵画、彫刻、包装、写真の要素、形、色彩の混合若しくはそれらを組み合わせたものからなる自己の製品又はサービスに用いられる商標である（法第2条）。なお、当該商標には音又は匂いも含まれる。

法第2条⁵⁸

「商標」という用語は、名称、言葉、署名、文字、記号、数字、住所、印、図面、絵画、彫刻、包装、写真の要素、形、色彩の混合若しくはそれらを組み合わせたもの、又は、あらゆる視覚的標識、それらの標識の組み合わせであるか問わず、特定の形状の物であって、ある事業体の製品又はサービスを、他の事業体のものから識別するため、又は、何らかのサービス、若しくは、製品若しくはサービスの検査若しくは試験を示すために使われるものをいう。

音又は臭いに関連する標識は、商標とみなすことができる。

5.1.2. 権利の存続期間

商標登録の保護期間は10年である（法第20条）。

法第20条⁵⁹

登録商標の保護期間は10年である。その後、所有者がこの法律および本条の執行規則によって定められた条件に従って、その目的のために申請書を提出した場合は、同様の期間更新することができる。

5.1.3. 権利の効力範囲

商標権の効力範囲については、法第40条で規定されている。

⁵³ 本調査の質問票調査、ヒアリング調査に基づく。

⁵⁴ 本章では断りのない限り、GCC 商標法、GCC 商標施行規則は、「JETRO 中東知的財産に関する情報」(https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ip.html) を参照し、翻訳（仮訳）を掲載した。

⁵⁵ 本章ではGCC 商標法条文を「法第～条」、GCC 商標施行規則条文を「規則第～条」と記載する。

⁵⁶ 模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書「模倣対策マニュアル中東編」

⁵⁷ 法令の文中で「商標局」は「局」と記載する。

⁵⁸ 模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書「模倣対策マニュアル中東編」<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf> を参照した。

⁵⁹ 模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書「模倣対策マニュアル中東編」<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf> を参照した。

法第 40 条

1. 本法の規定に定めるいずれかの権利が侵害された場合又はかかる権利に対する急迫の侵害を防止する目的で、商標の所有者は、以下のものを含む適切な予防措置の実施に関して、紛争の源泉 (origin of dispute) に係る管轄裁判所から申立てに対する命令を得ることができる。
 - a) 被疑侵害、当該侵害行為の対象である商品、侵害行為において使用された又は使用される可能性のある資料、道具及び設備に関する詳細な説明の実施、並びに関連する証拠の保持
 - b) 前項に規定するもの及び被疑侵害による収益の差し押さえ
 - c) 被疑侵害の対象である商品 (税関通過許可直後の輸入品を含む) の商業チャネルへの参入防止及びその輸出防止
 - d) 侵害の停止又は防止
2. 裁判所は、申立人に権利の侵害の発生又は急迫の侵害を証明する証拠を提出させ、かつ、所管官庁が該当する商品を特定するための予防措置を実施できるよう申立人に十分な情報を提出させることができる。
3. 裁判所は、例外と認める場合を除き、申立日から 10 日以内に当該申立てに関する判断を下す。
4. 裁判所は、必要であれば、命令の発行遅延が原告に対して回復不能の損害を生ずる可能性がある場合又は証拠の消滅若しくは隠滅の恐れがある場合には、申立人の請求に応じて、相手方当事者を召喚せずに、命令を発することができる。この場合、相手方当事者は命令の発行後直ちに遅滞なく当該事項に関する通知を受け、必要な場合には、相手方当事者は命令の実施後、直接通知を受けることができる。
5. 裁判所が、相手方当事者を召喚することなく予防措置をとるよう命令した場合、当該事項に関する通知を受けた被告は、当該通知日から 20 日以内に管轄裁判所に上訴することができ、当該管轄裁判所は命令の支持、修正又は取消しを行うことができる。
6. 裁判所は、申立人に被告の保護及び権利乱用の防止に十分かつ適切な保証金又は同等の保証を提供させることができ、適切な保証金又は同等の保証の額は、上記の予防措置の請求を不合理にやめる結果を導く限りにおいて高額とされないものとする。
7. 商標の所有者は、場合に応じて、予防措置をとることの命令の発行日又は本条第 5 項に定める上訴の棄却の通知を受けた日から 20 日以内に紛争の源泉について請求を行うことができる。商標の所有者が当該請求を行わない場合、この命令は被告の請求に応じて取り消される。

5.1.4. 優先権

優先期間は基礎出願日から 6 月である。GCC 施行規則 5 条に規定されている。

規則第 5 条

- a. 商標登録の出願人又はその相続人が、湾岸協力会議加盟国が加盟している多国間国際条約の加盟国である国においてされた先行出願に基づいて優先権を取得することを望

む場合、当該出願人は、優先権の根拠とする登録出願日から 6 カ月以内に、先行出願の写しと共に先行出願の日付、番号及びかかる出願がされた国を明らかにする確認書、並びに先行出願のされた国の発行した出願日を明らかにする証明書、先行出願の写し及びそのアラビア語の翻訳文を、出願に同封するものとする。

出願人が当該書類を同封しない場合、優先権を請求する権利は消滅する。

b. 優先権書類の原本は、登録出願の提出日から 3 カ月以内に添付することができる。

5.1.5. 新規性喪失の例外

商標法において新規性喪失の例外はない。

5.1.6. 登録要件

法第 3 条に登録されない要件が規定されており、識別性が求められる。

法第 3 条⁶⁰

次のいずれも商標又はその一部とはみなされず、また、次のいずれも商標又はその一部として登録することはできない。

1. 識別性を欠く商標、慣行又は見慣れた図面若しくは普通の製品の写真が使用される製品及びサービスについて通常言及されるものに限定されているデータから構成される商標
2. 公序良俗に反する表現、図面又は商標
3. 公のスローガン、旗、軍の記章、名誉記章、国内及び外国のメダル、硬貨、紙幣、又は、国、外国、アラブ、国際機関、若しくは、それらの機関のその他の記号、又は、それらの模倣
4. 赤新月社若しくは赤十字社の記号、又は、その他の類似の記号、及び、それらの模倣
5. 厳に宗教的記号と同一又は類似する商標
6. 地理的名称及びデータ。その使用が、製品又はサービスの出所又は原産地について混同を招きかねない場合
7. 第三者の名前、あだ名又はロゴ。ただし、当該第三者又はその承継人がその使用について事前に承諾している場合はこの限りではない。
8. 登録出願人が、法律により受ける資格がない名誉称号又は科学的称号の記載
9. 製品又はサービスの原産地若しくは出所又はそれらに関するその他の説明について公衆を惑わすか、それに関する不実表示を伴う商標、及び、虚偽、模倣又は、偽造した商号
10. 担当官庁の決定従って、取引が禁じられている自然人又は法人が所有する商標
11. 同一の製品若しくはサービス又は類似の製品若しくはサービスに係る第三者名義で既に出願又は登録されている他の商標と同一又は類似の商標であって、当該登録出願された商標の使用が、当該商標が、登録済みの商標の所有者の製品又はサービスと関連し

⁶⁰ 模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書「模倣対策マニュアル中東編」
<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf>

ているという印象を生み出す可能性があるか、又は、かかる所有者の利益に損害をもたらす可能性があるもの

12. ある商標が、何らかの製品又はサービスに関連して登録された場合、以前の商標によって識別されていた製品又はサービスの価値を減じる可能性があるもの

13. 既知の商標又は他の登録済みの商標の変形に過ぎないものと考えられる商標で、それを登録した場合、類似の商標又は製品によって識別されている製品又はサービスとの関連で、消費者に混同をもたらしかねないもの

14. 次の用語又は表現を含んでいる商標。フランチャイズ、又は、「フランチャイズ加盟店」、登録済み、『登録中』、著作権、又は、他の類似の用語及び表現

15. 以下の単語又は表現を含む標章。特権 (Concession)、特権的 (Concessionaire)、登録済 (Registered)、登録図面 (Registered Drawing)、著作権 (Copyright) 又はその他の類似の単語若しくは表現

5.1.7. 第三者による情報提供制度

商標における第三者による情報提供制度はない。

5.1.8. 出願公開制度

商標における出願公開制度はないが、審査の手続きを経た商標は公告され、異議申立てが受け付けられる（後述、異議申立てに関する制度、参照）。

5.1.9. 審査請求制度

審査請求制度はない。早期審査制度もない。

5.1.10. 秘密保持に関する制度

商標登録について秘密保持に関する制度はない。

5.1.11. 分割に関する制度

商標登録の分割に関する制度はない。

5.1.12. 出願の変更に関する制度

出願の変更に関する制度はない。

5.1.13. 異議申立てに関する制度

異議申立てに関する制度は、法第 14 条に規定されている。

商標局は、商標登録を承認した場合、登録出願人の費用負担で、その登録前に本法の施行規則に定める公告方法で公告する。

利害関係人は、公告日から 60 日以内に、商標の登録に異議を申し立てることができる。

法第 14 条

1. 所管官庁は、商標登録を承認した場合、登録出願人の費用負担で、その登録前に本法の施行規則に定める公告方法で公告するものとする。
2. 利害関係人は、公告日から 60 日以内に、商標の登録に異議を申し立てることができる。当該異議申立ては書面により所管官庁に提出する。所管官庁は、当該異議申立ての受理後 30 日以内に、登録出願人にその出願に対する異議申立書の写しを送付し、通知するものとする。登録出願人は通知日から 60 日以内に書面により異議申立てに対する応答をするものとする。当該応答書が当該期間以内に提出されない場合、出願人はその請求を譲渡したものとみなされる。

5.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

規則第 7 条に拒絶査定不服審判が規定され、拒絶査定の通知から 60 日以内に不服申立委員会に対して審判請求できる。

規則第 7 条

所管官庁が商標登録出願を拒絶又は条件付で保留する場合、出願人又はその代理人は当該拒絶が通知された日から 60 日以内に、不服申立委員会に当該拒絶に対する異議を申し立てることができる。

さらに不服申立委員会の決定に不服のあるものは、決定の通知日から 60 日以内に管轄裁判所に上訴することができる。

規則第 9 条

不服申立委員会による決定は、書面により又は電子的に、その決定日から 30 日以内に申立人に通知されるものとし、当該申立人は、当該決定の通知日から 60 日以内に管轄裁判所に当該決定に対する異議を申し立てることができる。

(2) 無効審判

法第 7 条に規定があり、登録された商標の名義人より前に当該商標を使用していた者は、管轄裁判所に当該登録の取り消しを請求することができる。

法第 7 条

(1. 省略)

2. 商標を登録し、かつ、当該商標の先使用権を有する者は、登録日から 5 年以内に当該登録の取消を管轄裁判所に請求することができる。ただし、当該商標の使用が当該商標を自己の名義で登録した者により明示的又は黙示的に認められていることが証明されている場合を除く。

(3) 訂正審判

法第 19 条に規定があり、商標局に訂正を申し立てることにより訂正できる可能性がある。

法第 19 条⁶¹

管轄当局は、見落とされている可能性のあるデータを登録簿に登録することができ、同様に虚偽であると判明した情報、または正式に登録されていない情報を修正または抹消することができる。

関係者は、管轄裁判所に対し、所管官庁が行う関連する手続を訴えることができる。

また、規則第 16 条に規定があり、登録された商標の登録情報の訂正、対象商品の削除などが可能である。

規則第 16 条

既に登録されている商標の権利者は、規定の料金の支払いの後、専用の様式に従って、以下の商標登録簿の情報を訂正することができる：

1. 商標の所有者の名前、住所、職業または国籍、法人の場合は、その名称と住所、の変更がすべて記録される。
2. マークが登録されているいくつかの商品と役務を削除すること。
3. 代理人の名前及び／又は住所を変更すること。

5.2. 審査基準・審査ガイドライン⁶²

商標に関する審査ガイドラインはない。

なお、出願人向けのガイドラインが提供されており、出願の手続、出願書類の書き方が示されている。

⁶¹ 本条に関しては AGIP 提供の条文

http://www.agip.com/UploadFiles/Laws/Kuwait/GCC-Trademark-Law_English1.pdf (最終アクセス日：2017.03.02) を参考に AIPPI で仮訳を行った。

⁶² 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

5.3. 審査業務

5.3.1. 出願から登録までの流れ⁶³

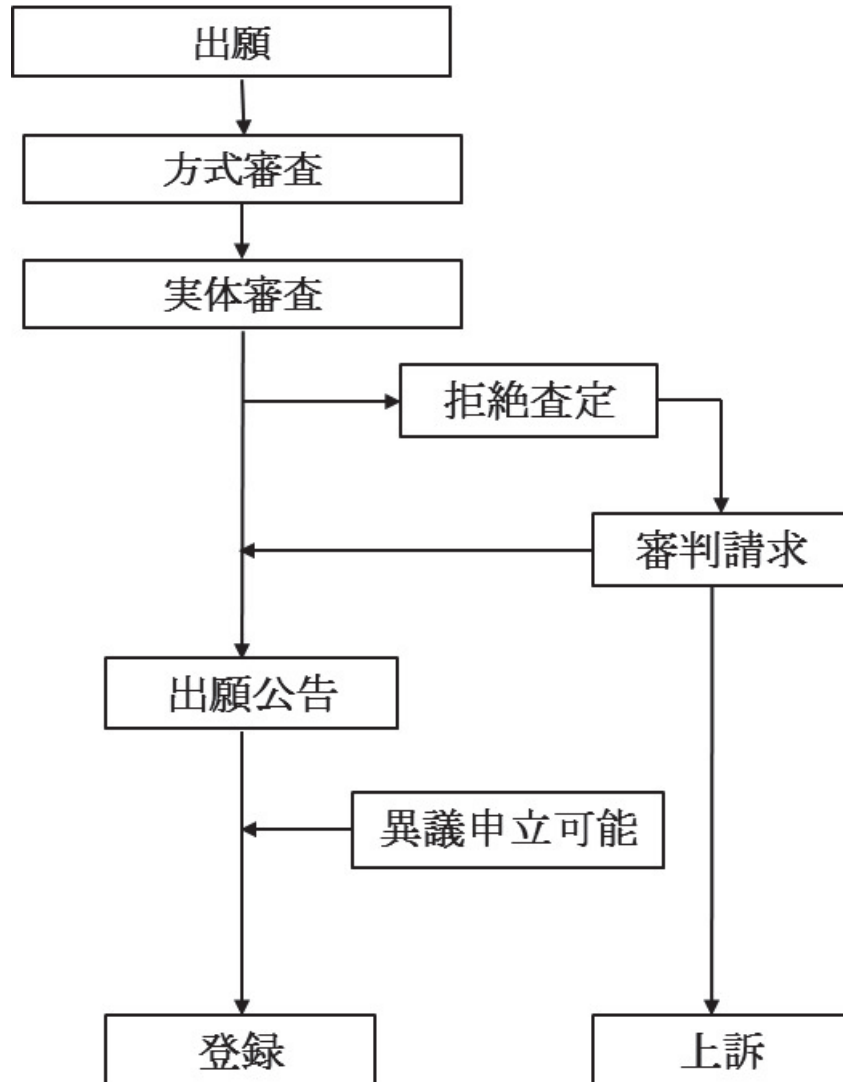


図 SA-4 出願から登録までの流れ

⁶³ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

5.3.2. 使用分類⁶⁴

国際分類（ニース分類）10版を採用している。なお、商標の分類は、電子申請システムにあらかじめ登録された分類から出願者が選択する仕組みである。第33類、第32類のアルコール製品、第29類の豚肉製品、第28類のクリスマスツリーに関する製品は登録できない⁶⁵。

5.3.3. 出願に用いる言語

出願の際に用いることのできる言語はアラビア語である（規則第4条）。

規則第4条（再掲）

商標登録出願には以下のものを添付する。

1. 登録出願に記載された標章の形式と同一の商標の写真4枚
2. 代理出願の場合、委任状の写し及び比較するためのその原本を提出するものとし、当該原本は正式に証明され、かつ、アラビア語に翻訳されるものとする。
3. 職業又は事業の実施を証明する書類
4. 出願料の納付を証明する書類
5. 登録する標章が、外国後で記述された語句を含む場合、登録出願人はその発音方法を含む当該語句のアラビア語への公認翻訳を提出するものとする。
6. 音商標は、楽譜又は明細書により出願するものとする。
7. 匂い商標は明細書に基づき出願するものとする。

また、パリ条約に基づく優先権を主張する場合、規則第5条に規定があり、優先権書類の認証謄本とその英語とアラビア語の翻訳を、優先権を主張している先の出願の日から6月以内に提出することが求められる⁶⁶。

規則第5条（再掲）

a. 商標登録の出願人又はその相続人が、湾岸協力会議加盟国が加盟している多国間国際条約の加盟国である国においてされた先行出願に基づいて優先権を取得することを望む場合、当該出願人は、優先権の根拠とする登録出願日から6カ月以内に、先行出願の写しと共に先行出願の日付、番号及びかかる出願がされた国を明らかにする確認書、並びに先行出願のされた国の発行した出願日を明らかにする証明書、先行出願の写し及びそのアラビア語の翻訳文を、出願に同封するものとする。

出願人が当該書類を同封しない場合、優先権を請求する権利は消滅する。

b. 優先権書類の原本は、登録出願の提出日から3カ月以内に添付することができる。

5.3.4. 出願日の認定及び出願書類

出願日の認定要件は、願書、手数料、及び代理人による場合は、サウジアラビア領事館

⁶⁴ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁶⁵ SABA INTELLECTUAL PROPERTY <http://www.sabaip.com/en/Jurisdictions/Saudi-Arabia/Trademar> を参照した。

⁶⁶ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

により署名、認証された委任状である（規則第 2~4 条）。

電子出願システムで出願が可能である⁶⁷。

出願に必要な書類は以下のとおりである⁶⁸。

(1) 願書 (Request)

出願人の氏名・住所、優先権を主張する場合はその情報、商標の説明、商標の複製、商品又は役務の区分等を記載する。

(2) 商標見本 (Mark)

(3) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名する。領事認証 (Legalization) が必要

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

規則第 2 条

商標の出願は、この目的のために指定された特別な書式によって、関係者で国内に住所を持っているか、あるいは、局に定義された商標代理人として登録され、その国に住所を持つ代理人により、局に提出しなければならない。

単一の出願は、1 クラスのみの商標の登録に限定されるものとする。ただし、単一の出願は、局の承認を条件として、各国の公共秩序を損なうことなく、改正された商品・サービスの国際分類（ニース分類）に従い、複数のクラスに対して申請できる。

規則第 3 条

商標登録出願は以下の情報を記載する。

1. 登録する商標の写真
2. 登録出願人の氏名、居所及び国籍。登録出願人が法人の場合、その名称及び住所を記載するものとする。
3. 登録する商標の正確な説明
4. 商標登録を求める商品又は役務及びその分類
5. 該当する場合には) 優先権番号及び優先日、並びに先行出願がされた国
6. 登録出願人又はその委任代理人の署名、並びに法人が出願した場合にはその署名権者が書類に署名するものとし、代理人が出願した場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

規則第 4 条

商標登録出願には以下のものを添付する。

⁶⁷ 本調査の質問票調査、ヒアリング調査に基づく。

⁶⁸ 外国産業財産権侵害対策等支援事業 ミニガイド サウジアラビア

<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/SaudiArabia.html> を参照した。(最終アクセス日：2017年1月18日)

1. 登録出願に記載された標章の形式と同一の商標の写真 4 枚
2. 代理出願の場合、委任状の写し及び比較するためのその原本を提出するものとし、当該原本は正式に証明され、かつ、アラビア語に翻訳されるものとする。
3. 職業又は事業の実施を証明する書類
4. 出願料の納付を証明する書類
5. 登録する標章が、外国後で記述された語句を含む場合、登録出願人はその発音方法を含む当該語句のアラビア語への公認翻訳を提出するものとする。
6. 音商標は、楽譜又は明細書により出願するものとする。
7. 匂い商標は明細書に基づき出願するものとする。

5.3.5 審査の手順

商標出願の後、方式要件に係る審査がされる。審査事項は、出願人の表示、必要な書類、書類の提出期限、手数料の支払い、などである。

実体審査は、登録要件に関する絶対的理由と相対的理由について審査がされる。審査事項は法第 3 条に規定される。

なお、審査官への審査案件の配布は、ニース分類に従うわけではなく、過去に出願、登録された商標の同一性、類似性による区分に従って配布している。

審査において、決裁権限は商標局局長にある。分類付与は審査官が行い、審査は出願の順に実施される。商標の権利の有効性を確認する方法としては、異議申立て、裁判所への訴え、がある⁶⁹。

法第 3 条⁷⁰

次のいずれも商標又はその一部とはみなされず、また、次のいずれも商標又はその一部として登録することはできない。

1. 識別性を欠く商標、慣行又は見慣れた図面若しくは普通の製品の写真が使用される製品及びサービスについて通常言及されるものに限定されているデータから構成される商標
2. 公序良俗に反する表現、図面又は商標
3. 公のスローガン、旗、軍の記章、名誉記章、圈内及び外国のメダル、硬貨、紙幣、又は、国、外国、アラブ、国際機関、若しくは、それらの機関のその他の記号、又は、それらの模倣
4. 赤新月社若しくは赤十字社の記号、又は、その他の類似の記号、及び、それらの模倣
5. 厳に宗教的記号と同一又は類似する商標
6. 地理的名称及びデータ。その使用が、製品又はサービスの出所又は原産地について混同を招きかねない場合
7. 第三者の名前、あだ名又はロゴ。ただし、当該第三者又はその承継人がその使用につ

⁶⁹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁷⁰ 模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書「模倣対策マニュアル中東編」

<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf> を参照した。(最終アクセス日：2017年1月18日)

いて事前に承諾している場合はこの限りではない。

8. 登録出願人が、法律により受ける資格がない名誉称号又は科学的称号の記載
9. 製品又はサービスの原産地若しくは出所又はそれらに関するその他の説明について公衆を惑わすか、それに関する不実表示を伴う商標、及び、虚偽、模倣又は、偽造した商号
10. 担当官庁の決定従って、取引が禁じられている自然人又は法人が所有する商標
11. 同一の製品若しくはサービス又は類似の製品若しくはサービスに係る第三者名義で既に出願又は登録されている他の商標と同一又は類似の商標であって、当該登録出願された商標の使用が、当該商標が、登録済みの商標の所有者の製品又はサービスと関連しているという印象を生み出す可能性があるか、又は、かかる所有者の利益に損害をもたらす可能性があるもの
12. ある商標が、何らかの製品又はサービスに関連して登録された場合、以前の商標によって識別されていた製品又はサービスの価値を減じる可能性があるもの
13. 既知の商標又は他の登録済みの商標の変形に過ぎないものと考えられる商標で、それを登録した場合、類似の商標又は製品によって識別されている製品又はサービスとの関連で、消費者に混同をもたらしかねないもの
14. 次の用語又は表現を含んでいる商標。フランチャイズ、又は、「フランチャイズ加盟店」、登録済み、『登録中』、著作権、又は、他の類似の用語及び表現

5.3.6 審査結果の通知

商標局は、願書に記載されている出願人の住所に、決定を書面又は電子的に届けなければならない。また、商標局は、通知日の 90 日以内に申請者に条件の履行、文書の提出、申請に必要な修正を要求し、出願人がそうしない場合は申請を取り下げたものとみなされる（規則第 6 条）。

なお、通知はオンライン送信で行われる⁷¹。

規則第 6 条

所管官庁は、出願日から 90 日以内に、本法及び施行規則に定める条件を満たしている場合には登録の承認又は拒絶のいずれかにより、登録出願に関する決定を下すものとする。所管官庁は、書面又は電子的に、出願人にその決定を通知するものとする。所管官庁は、通知日から 90 日以内に、出願人に条件の履行若しくは文書の提出又は登録出願に関する必要な補正を行うよう要請することができる。当該要請に応じない場合、当該出願は放棄されたものとみなされる。

規則第 7 条（再掲）

所管官庁が商標登録出願を拒絶又は条件付で保留する場合、出願人又はその代理人は当該拒絶が通知された日から 60 日以内に、不服申立委員会に当該拒絶に対する異議を申

⁷¹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

し立てることができる。

5.3.7. 出願・登録手数料⁷²

国内に口座を所有している場合に限り、自動支払いシステムが適用できる。
手数料に関しては、以下のとおりである。

手数料金表 (US\$)

事項	料金
出願	267
公告	80
登録	1,333
更新	2,267

※ 1US\$=115 円 (日本銀行 基準外国為替相場 2017年2月20日)

⁷² 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

N. 概括表 基礎情報 (2016年12月時点)

	加盟している主な条約						産業財産に関する法律・規則				審査基準・審査ガイドライン				管轄官庁 () 内は職員数					産業財産権の出願・登録件数 (指定のない限り2015年の件数)						
	パリ 条約	TRIPS	PCT	マドリッ ド協 定	ハ ン グ 協 定	PLT	TLT	GCC	特許法	実用新案 法	意匠法	商標法	特許	実用新案	意匠	商標	特許出願 件数	特許登録 件数	実用新案 出願件数	実用新案 登録件数	意匠出願 件数	意匠登録 件数	商標出願 件数	商標登録 件数		
																									特許法	意匠法
GCC	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	1,982	662	×	×	×	×	×	×		
トルコ	○	○	○	○	○	○	×	○	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	○	○	○ ※6	○	13,958	10,100	3,583	2,767	8,896	9,225	110,679	83,027		
イスラエル	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	6,904	4,496	×	×	1,532	1,744	10,453	7,611		
イラン	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	14,279	2,936	×	×	11,856	4,150	62,944	19,346		
UAE	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	1,753	177	2	—	813	123	20,321 ※7	19,040 ※7		
バーレーン	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	193	—	—	—	64	38	7,640	4,221		
クウェート	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	228	—	×	×	310	—	13,051	7,670		
オマーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	328	328	2,061	2,115		
カタール	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×	○	○	482 ※7	—	×	×	×	×	7,608 ※7	6,533 ※7		
サウジアラビア	○	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	2,406	763	×	×	824	869	18,254	18,631		
ヨルダン	○	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	335	83	×	×	117	87	7,487	5,803		
エジプト	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,081	472	—	—	1,958	922	20,143	9,811		

○加盟 ×未加盟 ○制度あり ×制度なし ○あり ×なし ○あり ×なし 一情報なし ○あり ×なし 一情報なし ○あり ×なし 一情報なし

※7 2014年の件数

※1 知的財産権に関する法律は、2016年12 ※6 公開されていない、又は公開の月未法改正され知的財産法に統一され、無の情報なし。
た。

※2 現在審査を実施していない。

※3 特許出願の受理を行っていない。

※4 事実上運用されていない。

※5 登録手続きが存在しない。

N. 概括表 特許(I) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の設定	方式審査	実体審査
GCC	製品、工業的方法又は製造方法	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、販売、使用、若しくは輸入、販売、販売のための展示又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面)	○	○
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合し認められる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を防止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	○
イスラエル	・発明であって、あらゆる技術分野の物又はプロセス ・新規かつ役立つものであり、産業上の利用性があり、進歩性を有するものの特許性のある発明	出願日から20年	自己の特許発明を他人が利用することを防止する権利	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ヘブライ語 ・アラビア語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願書類が提出された日 (出願人氏名、手数料)	○	○
イラン	何らかの製品又は方法を初めて生み出し、専門性、テクニク、技術、産業等何らかの方向において具体的な問題の解決策を提供する人の精神の成果	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、販売、使用、若しくは輸入、販売、販売のための展示をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ペルシャ語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願人の身元の証明、発明の簡単な説明	○	○
UAE	物、製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から20年	・自己の特許発明を利用する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。) ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利(物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	製品分類	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
バーレーン	進歩性を含み、工業的に利用可能である新規な発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	新規であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売の申出、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	新規性、進歩性を有し、産業上利用可能である発明	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、使用、販売の提供、販売、又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○※2	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
サウジアラビア	登録要件を満たす、製品、方法又はその何れかに関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、販売、販売の申出、使用、保管又はこれらすべての輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
ヨルダン	技術分野における製品、方法、又はその両方で、当該分野における特定の課題に対する実施可能な解決策となる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の生産、利用、販売の申出、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	(特許分類を採用していない。)	願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、引用文献一覧等) ・要約	○	○
エジプト	工業製品、産業上の方法の応用に関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いずれかの国で商業化した場合に特許権が消滅する。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、(同発明の)外国の出願書類と審査結果等) ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がカバーしている。

※2 ただし、PCT規則4.17に従っている。

N. 懸持査 特許(2) (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	○	○ ※5	×	○ 公告より3月以内	○ 通知より3月以内	○	×	○ 通知より90日以内に補正可能	○ 通知より3月以内に補正可能
トルコ	○	○	○	○	○	○	○ 方式要件に対するもの	○ 通知から2月以内、裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 意見書提出と補正が可能	○ 通知から6月以内に意見書提出と補正が可能
イスラエル	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○ 通知から4月以内に応答	○ 通知から4月以内に応答
イラン	×	×	×	×	○	×	○	○ 通知より2月以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 通知より30日以内に補正可能
UAE	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 通知を受けた日から60日以内	○ 裁判所への申立	×	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 補正可能
バーレーン	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 査定の通知から60日以内に最高裁へ	○	×	○ 通知から30日以内に補正可能	○ 通知から30日以内に補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	○	○	○	×	○	○	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知から60日以内に補正可能	○ 通知から90日以内に補正可能
カタール	×	×	×	×	○ ※6	×	○ 公告後60日	○ 通知を受けた日から15日 ※7	○ 裁判所への申立	×	○ 方式審査の通知から15日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
サウジアラビア	×	○	×	○	○	×	○ 請求期間：規定なし、ただし3月という情報がある。	○ 請求期間：規定なし、ただし90日という情報がある。	○	×	○ 方式審査の通知から90日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
ヨルダン	×	×	×	×	○	×	○ 出願承諾の公告から3月以内	○ 決定から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 特許権発行まで補正が可能	○ 特許発行まで補正が可能
エジプト	×	×	×	×	○ ※6	○	○ 出願受理の公告から60日以内	○ 決定通知から30日以内に委員会へ	○ 裁判所への申立	×	○ 補正又は補足の要求から3月以内	○ 応答可能

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がとて、実体審査開始カバールしている。

※2 実体審査料を支払うこと、早期審査を請求できる。

※3 早期審査を請求できる。

※4 日エ間のPPHが利用可能

※5 法令の規定はなく、運用により実施

※6 分割できるとの情報がある。

※7 3月で運用されている。

N. 特許権 実用新案(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
産業財産権の範囲で保護に適合し認められる考案（特許法の準用）	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性 産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類（IPC）	願書 明細書、クレーム、要約、図面 手数料納付の領収書	○	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から10年	自己の登録実用新案を利用する権利（物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。） 自己の特許発明の他人の利用を防止する権利（物の発明の場合、物の製造、使用、販売、又は輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 （革新的なものではない） 産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類を適用（IPCは使用していない。）	願書 明細書（クレーム、要約、図面） 手数料、など	○	○
産業上利用可能である新規な発明	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を禁止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、販売、又は輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 産業上利用可能	アラビア語	（未整備）	出願費用 出願書類	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
発明であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から10年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。）※特許法準用	出願日より12月	○	新規性 進歩性 産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類（IPC）	出願書式 出願人情報 明細書	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
装置、道具及び設備の構造、構成、製品、製造過程・製造方法、並びに現在使われている同種のもの、に関する追加技術	出願日から7年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利（ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いづれかの国で商業化した場合に特許権が消失する。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性	アラビア語	国際特許分類（IPC）	願書 詳細説明（明細書、クレーム、図面） 手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

N. 概括表 実用新案(2) (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制 度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判 所へ	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から3月以内に応答	-
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	×	×	×	○	×	×	○	○	○	×	通知より30日以内に補正 可能	補正可能
パレーレン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から30日以内に応答	通知から30日以内に応答
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知から60日以内に応答	通知から90日以内に応答
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から 30日以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 実体審査料を支払うこと ※2 分割できるとの情報がある
で、実体審査開始

N. 製造業 意匠(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
60C	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	出願日から5年 最長5年まで5年ごとの更新が可能	自己の登録意匠の権利についての特許権(実施とは、自己の意匠が使用された物品の生産、市場化、販売、販売の中止、輸入、商品化又はそれらの目的で在庫保持をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性、独自性	トルコ語	国際意匠分類(ロカルノ分類)	・願書 ・図面(又は写真等) ・手数料納付の領収書	○	×
イスラエル	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人が実施することを防止する権利(実施とは、登録意匠に係る物品の物品に意匠若しくは商標等を応用するが、又は応用を可能とする意図を持った行為、又はその応用を知らずながら当該物品を公開し、若しくは商取引のために展示することをいう。)	第1国出願から6月	○	国内新規性、独自性	ヘブライ語 アラビア語(推奨されない) 英語	国際意匠分類	出願書式 図面 出願費用	○	○
イラン	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人による実施を妨げる権利(実施とは、物品の製造、販売、輸入、販売の中止、輸出、輸入、)	第1国出願から6月	○	新規、独自性	ペルシヤ語	国際意匠分類	出願書類	○	○
UAE	出願日から10年	自己の登録意匠の他人の実施を防止する権利(実施とは、物品を製造するために産業用面若しくは意匠に関する製品を輸入若しくは保持をいう。)	第1国出願から6月	○	新規、革新的で、かつ産業上又は工業製品として利用し得るもの	アラビア語、英語	製品の分類(ロカルノ分類ではない。)	願書 図面 手数料 など	○	×
バーレーン	出願日から10年 5年の延長が1回のみ可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(実施とは、物品の製造、販売、意匠を含む又は本質的に異なる物品の商業目的の輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	独自性、新規性	アラビア語	未整備	出願書式 図面 出願費用	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、物品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性	アラビア語	国際意匠分類	出願書類	○	○
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	出願日から10年	自己の登録意匠の他人による利用を禁止する権利(利用とは、登録意匠を含む又は非工業製品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規であり、かつ、これを既知の工業意匠から区別する特徴を有する。	アラビア語	国際意匠分類	願書、明細書、図面、手数料、など	○	×
ヨルダン	出願日から15年	自己の登録意匠の他人による実施を防止する権利(実施とは、登録意匠を付した物品の生産、輸入又は販売をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性があり、独自性がある工業意匠であること	アラビア語、英語(アラビア語以外の場合)	国際意匠分類	・願書 ・図面 ・意匠に係る物品の種類 ・意匠の区分/分類	○	○
エジプト	出願日から10年である。所定の手続により5年延長される。	自己の登録意匠の他人による利用を禁止する権利(利用とは、自己の登録意匠を付した製品の使用、製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性 産業上利用が可能	アラビア語	国際意匠分類	・願書 ・意匠(又は見本)	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

N. 概括表 憲匠② (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密意匠	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実地審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	-
イスラエル	×	×	×	○	○※3	×	○	○	○	○	決定から3月以内	決定から3月以内
イラン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	通知から30日以内に訂正を求められる。	通知から30日以内に訂正を求められる。
UAE	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	通知より30日以内に補正可能	-
バーレーン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	補正可能	補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	通知から60日以内に補正が求められる。	通知から60日以内に補正が求められる。
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	通知あり
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	補正可能

○制度あり ×制度なし -情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

※3 分割できるとの情報がある。

N. 標活表 商標(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類 (2016年12月時点)	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
文字・商品形状等で、印刷により刊行及び複製可能なものから構成された、自己商標識別のための商標	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一の商標の指定商品・役務での使用、登録商標と混同の恐れのある商標の使用、又は登録商標の範囲には該当しないが周知の登録商標の評判を利用して不当な利益を得る若しくは害するおそれのあるものを使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	トルコ語	国際分類 (第10版) ※1	・願書 ・商標見本 ・商標が使用される商品・役務のリスト ・手数料納付の領収書	○	○
2次元または3次元の文字、数字、単語、図案又は記号、又はそれらの組み合わせ、及び音響、触覚、芳香	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標が付された商品及び役務との間で混同を起さず使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ヘブライ語 アラビア語 英語	国際分類 (第9版)	出願様式 出願費用	○	○
視覚的標識	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一の使用、当該商標と類似した商標の使用、又は当該商標と類似した商品・役務との間で混同を起さず使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ペルシャ語	国際分類 (第9版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別力を有する形態を備えた任意のもの (音声も対象)	10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (10版) ※1	願書 手数料 委任状、など	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別性 (音、匂い、味も対象)	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (版、不明) ※1	出願様式	○	○
視覚的に認識可能で、製品を区別することができるすべての明確な標章	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	願書 手数料	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる商標	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	願書 手数料 サウジアラビア領事館により署名、認証された委任状(代理人による場合)	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と混同を生じるほど同一又は類似する商標の使用をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版)	願書 商標	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を使用許諾をする権利	第1国出願から6月	×	自己商品識別性 使用又は使用予定	アラビア語	国際分類 (第10版)	願書 商標の画像 標章	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 保護の例外あり

N. 概括表 高標② (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する 制度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	○	×	×	—	○	×	○ 公告から3月	○	○ 裁判所への申立	×	不備がある場合に補正命 令	補正可能という情報があ る。
イスラエル	○ 慣行として 実施	×	×	×	○ 分類の分割	×	○ 公告から3月	○	×	×	所定の期限内に応答可能	所定の期限内に応答可能
イラン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から2か月以内	通知の日から2か月以内
UAE	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から60日以内	補正可能
パレーレン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
クウェート	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	通知された日から90日以 内	通知された日から90日以 内
オマーン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から90日	○ 裁判所への申立	×	×	通知を受領した日から60 日以内	通知を受領した日から60 日以内
カタール	×	×	×	×	×	×	○ 公開から4月	○	×	○	補正可能	補正可能
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	×	補正又は修正が可能	補正又は修正が可能
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	○	不備がある場合に補正命 令	補正可能

○制度あり ×制度なし —情報なし

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態
および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究 報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>